

第二回國會議院 治安及び地方制度委員會會議錄第四十一号

昭和二十三年六月二十二日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

委員 小春藤三郎君 堀三君

野門可 亮君 坂口 主税君

大内 一郎君 大澤嘉平治君

坂田 道太君 中島 守利君

松浦 榮君 久保田鶴松君

松谷天光君 高橋 長治君

高橋 誠一君 高橋清治郎君

小枝 一雄君 加藤吉太夫君

川橋豊治郎君

出席國務大臣

國務大臣 野澤 勝君

委員外の出席者

專門調査員 有松 昇君

六月十八日

地方財政法案(内閣提出)(第一五八号)

同月二十一日

地方配付税法案(内閣提出)(第一六二号)

地方税法を改正する法律案(内閣提出)(第一六三号)

同月十九日

町村財政確保に関する請願(明禮輝三郎君紹介)(第一五二二号)

の審査を本委員会に付託された。

六月十九日

國家地方警察の拡充強化に関する陳情書(大阪府會警察委員長山口昌一外七名)(第七四三号)

映画、雜誌等の取締強化に関する陳情書(佐賀縣教職員組合定期大会外

十二名)(第七五四号)

出版物、演劇等の取締強化に関する陳情書(佐賀縣西松浦郡南波多村井手実右エ門外百十七名)(第七六六号)

地方財政法案並びに地方税法案の修正に関する陳情書(東京市政調査會副會長佐野利器)(第七八六号)

地方自治法の一部改正に関する陳情書(東海北陸七縣縣議會代表三重縣議會議長小切間重三郎)(第八〇七号)

市町村職員共済施設に対し國庫補助増額の陳情書(全國町村會長生田和平)(第八一七号)

映画、雜誌等の取締強化に関する陳情書外十六件(佐賀縣教職員組合定期大会外百六十五名)(第八二七号)

地方競馬を縣營に移管の陳情書(岡山縣縣會議議長友友知)(第八三三号)

都市財政の確立に関する陳情書(大阪市會議議長田村敬太郎外四名)(第八七一号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

地方財政法案(内閣提出)(第一五八号)

地方税法を改正する法律案(内閣提出)(第一六三号)

地方配付税法案(内閣提出)(第一六二号)

○小委員委員長代理 委員長がまだ見えませんが、暫時委員長長の席を汚しません。これより治安及び地方制度委員會を開会いたします。

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議錄 第四十一号 昭和二十三年六月二十二日

本日の議題は地方財政法案、地方税法を改正する法律案、地方配付税法案であり、以上の三案を一括して議題に供します。まず提案理由の説明を求めます。

地方財政法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、地方公共団体の財政(以下地方財政という。)の運営、國の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もつて財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする。

(地方財政運営の基本)

第二條 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやすくも國の政策に反し、又は國の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

2 國は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやすくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を轉嫁するような施策を行つてはならない。

(予算の編成)

第三條 地方公共団体は、法令の定めるところに従ひ、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即應してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行)

第四條 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(地方債の制限)

第五條 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。但し、左に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下公営企業という。)に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付を目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
- 三 地方債の借換のために要する経費の財源とする場合
- 四 災害緊急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 地租、家屋税、事業税及び都道府縣民税(東京都にあつては、地方税法(昭和二十三年法律第百二十六條の規定による)特別区の課する地租、家屋税、事業税及び特別区民税を含む。)

府縣民税(東京都にあつては、地方税法(昭和二十三年法律第百二十六條の規定による)特別区の課する地租、家屋税、事業税及び特別区民税を含む。)

(公営企業の経営)

第六條 政令で定める公営企業については、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その歳出は、当該企業の経営に伴う収入(前條の規定による地方債による収入を含む。)

2 特別区が地方債をもつて前項第五号に掲げる事業費の財源とすることが出来る場合は、東京都が地方債をもつてその財源とすることが出来る場合でなければならない。

2 前項の企業については、定期に財産目録、貸借対照表及び損益計

算書を作成しなければならぬ。
3 第一項の企業について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條第二項の規定による議会の指定があつたときは、同項の規定に基いて作成する財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、これを前項の規定により作成したものとみなす。

（剰余金）

第七條 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、地方債の償還財源に充てなければならぬ。
2 前條の公営企業について、歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、前項の規定にかかわらず、議会の議決を経て、その全部又は一部を一般会計又は他の特別会計に繰り入れることができる。
3 前二項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

（財産の管理及び処分）
第八條 地方公共団体の財産は、條例又は議会の議決による場合を除く外、これを交換しその他支拂手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。
2 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に應じて最も効率的に、これを運用しなければならぬ。

（地方公共団体がその全額を負担する経費）

第九條 主として地方公共団体の利害に關係のある事務を行うために要する経費は、当該地方公共団体が、全額これを負担する。
2 前項の経費は、左に掲げるようなものとする。
一 地方公共団体の議会及び議会の議員の選挙に要する経費
二 地方公共団体の職員に要する経費

三 地方公共団体の廳舎の建築及び管理に要する経費
四 地方公共団体の地域内の公共的團體の総合調整に要する経費
五 自治体警察に要する経費
六 消防に要する経費
七 教育學識に要する経費
八 土木事業に要する経費
九 都市計画及び都市計画事業に要する経費
十 保健、衛生及び社会福祉に要する経費
十一 農業、商業、工業その他の産業の振興に要する経費
十二 交通、ガス、水道その他の公営企業に要する経費

十三 第一項の経費のうちには、第十條及び第十二條に掲げる経費は、含まれないものとする。
（國と地方団体とが負担する経費）
第十條 國と地方公共団体相互の利害に關係のある事務を行うために要する経費は、國と地方公共団体とが、これを負担する。
2 前項の経費は、左に掲げるようなものとする。
一 義務教育に従事する職員に要する経費
三 地方計画に要する経費

三 法律又は政令で定める重要な都市計画及び都市計画事業に要する経費
四 法律又は政令で定める河川、道路、砂防、港湾等の重要な土木事業に要する経費
五 戦災復旧のために行う学校、道路、港湾、病院、診療所、上下水道その他の公共施設、住宅及び土地区画整理に要する事業費
六 災害應急事業、災害事業及び災害救助事業に要する経費
七 災害防止施設に要する経費
八 疫檢定所に要する経費
九 結核、性病、傳染病等の予防に要する経費
十 食糧、薪炭その他生活必需品の配給に要する経費
十一 労働組合の育成及び労働關係の調整に要する経費
十二 兒童福祉及び保健所に要する経費
十三 職業補導施設の設置、維持及び管理に要する経費
十四 生活保護に要する経費

三 國が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費
三 國土計画に要する経費
四 物資及び物價の統制に要する経費
五 食糧、薪炭その他生活必需品の供出に要する経費
六 農地關係の調整に要する経費
七 國の計画により行う開拓に要する経費
八 檢察審査會に要する経費
（地方公共団体が処理する権限を有しない事務を要する経費）
第十二條 地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、國は、地方公共団体に対し、その経費を負担せしめるような措置をしてはならない。
2 前項の経費は、左に掲げるようなものとする。
一 國の機關の設置、維持及び運営に要する経費
二 國家地方警察に要する経費
三 司法及び行刑に要する経費
四 國の教育施設及び研究施設に要する経費
（あらたな事務に伴う財源措置）
第十三條 地方公共団体、地方公共団体の機關又はその経費を地方公共団体が負担する國の機關が法律又は政令に基いてあらたな事務を行う義務を負う場合においては、國は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならぬ。
2 前項の財源措置について不服のある地方公共団体は、内閣を經由して國會に意見書を提出することができる。
3 内閣は、前項の意見書を受け取つたときは、その意見を添えて、遅滞なく、これを國會に提出しなければならない。
（地方職員費の國庫負担）
第十四條 第十條第一項及び第十一條第一項に規定する事務に従事する職員に要する経費については、第九條第二項第二号の規定にかかわらず、政令で定める職員に限り、國がその全部又は一部を負担する。
2 前項の規定により國がその経費の全部又は一部を負担する職員は、定員、経費の種類、経費の種目、算定基準及びその経費について國が負担すべき割合は、職員に従事する事務の種類別に従い、政令でこれを定める。
（國庫負担地方職員各地方公共団体別の定員）
第十五條 前條第一項の規定により國がその経費の全部又は一部を負担する職員各地方公共団体別の定員は、内閣總理大臣が、内閣總理大臣、法務總裁及び各省大臣（以下各大臣という。）の請求に基いて、これを定める。
2 前項の職員に要する経費のうち國の負担すべき部分は、内閣總理大臣の所掌に關する歳出予算に計上し、關係地方公共団体にこれを交付する。
（補助金の交付）
第十六條 國は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき

三年七月一日から、これを施行する。但し、第十四條及び第十五條の規定は、昭和二十四年度分から、これを施行する。
(当せん金附証票の発賣)

第三十二條 都道府県は、当分の間、公共事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金附証票法(昭和二十三年法律第 号)の定めるところにより、当せん金附証票を發賣することができる。
(地方債の特例)

第三十三條 地方公共団体は、当分の間、左に掲げる経費については、第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 義務教育年限の延長に伴う施設の建設費
- 二 自治体警察の創設に伴う施設の建設費
- 三 消防の強化に伴う施設の建設費

2 地方公共団体は、当分の間、第五條第五号の規定にかかわらず、地方債をもつて震災復旧事業費及び公共施設の建設事業費の財源に充てることができる。
(地方公共団体がその全額を負担する経費の特例)

第三十四條 左に掲げる経費については、当分の間、第十條の規定に準じ、國と地方公共団体とが、これを負担する。
一 義務教育年限の延長に伴う施設の建設費

二 引揚者の援護に要する経費
(北海道に関する特例)
第三十五條 左に掲げる経費は、当

分の間、第十條及び第十一條の規定にかかわらず、なお、従來の例による。
一 政令で定める北海道の開港に要する経費

二 政令で定める北海道の河川、道路、砂防港灣等の土木事業並びに災害應急事業及び災害復旧事業に要する経費
(地方財政委員会の権限)

第三十六條 この法律、地方税法及び地方配付税法(昭和二十三年法律第 号)の規定による内閣總理大臣の権限の行使については、臨時に、地方財政委員会が、これを補佐する。
(第十條に関する暫定措置)

第三十七條 第十條に規定する事務に要する経費については、その種目、算定基準及び國と地方公共団体とが負担すべき割合については、この法律施行後制定される法律又は政令をもつて別段の定めなしものを除く外、昭和二十四年三月三十一日までの間は、なお、従來の例による。

第三十八條 地方自治法の一部を次のように改正する。
第二百二十條第二項を削る。
第二百二十六條第一項中「その負債を償還するため、普通地方公共団体の永久の利益となるべき支出をするため、又は天災等のため必要がある場合に限り」を、別に法律で定めるところにより「に改める。
第二百二十八條第一項中「その必要な経費及び」を「その公共事務及びその区域内における行政事務(従來法令により及び將來法律又

は政令により当該普通地方公共団体に属するものを除く。)で國の事務に属しないものを行ふために必要な経費並びに」に改め、同條第二項を削る。
第二百四十五條の二 普通地方公共団体の財政の運営、普通地方公共団体の財政と國の財政との關係等に関する基本原則については、この法律で定めるものを除く外、別に法律でこれを定める。

○野澤國務大臣 たいだいま議題となりました地方財政法案につきまして、その提案の理由及び内容の大略を御説明申し上げることにいたします。さきに地方自治法の制定施行によりまして、地方公共団体の自治権は、劃期的な伸張をみたのでありますが、その基礎をなすべき財政自治権は、未だその確立をみるに至らず、しかも他面激変する經濟變動の影響を受けまして、地方財政は非常な危局に直面するに至り、この危機を打開して、眞に地方自治の確立に即應する自治的地方財政制度を確立するということが、緊急の課題となりました結果、政府は本年初頭これに企業立案の機關として、總理廳の外局として地方財政委員会を設置し、自主的地方財政制度確立の方途につきまして、鋭意検討せしめてまいつたのであります。以上が、この法案の概略であります。ここに地方財政法案を提案いたしますの運びとなつた次第でございます。

申すまでもなく地方財政は、國家財政とともに國民經濟にきわめて重要な連関をもつておるのであります。その健全性を確保しなければならぬこ

とはもあらんであります。しかるに現実の地方財政は、地方公共団体が行う事務の性質上、國家財政から諸種の負担金の支出を受け、また國の事務の遂行について各種の経費負担を命ぜられておるのであります。この國費、地方費の負担区分に関する規律がきわめて明確を欠いている結果、とかく國の負担を轉嫁され、たゞ重なる地方税制度改革の効果を常に減殺するに至り、その健全性の堅持を困難ならしめてきたのであります。従つて自主的地方財政制度の確立を期するためには、その獨立財源の拡充強化をはかることも、それみずからの健全財政堅持の方途を講じつつ、國家財政と地方財政相互の關係に對し合理的規律を興え、地方財政運営の合理化をはかる必要があるのであります。こゝしたる目的を達成するため、いわば健全地方財政運営法とも申すべき本法案を作成し、地方財政の運営、國家財政と地方財政との關係等に関する基本規定を設け、もつて自主的健全地方財政の確立をはからんとしたのであります。

本法案はこれを大別いたしますならば、その内容は大体四点から成立つております。
まず第一点は地方財政運営の基本に關する問題であります。その一は、地方財政の實質的收支の均衡をはかるため、赤字財政の根源である地方債の発行については、相當の規正を加えんとし、そのことにより公營企業の財源について、その本質上當然地方債によつて差支えないものと考へております。その二は、公營企業の経営について獨立採算制を採用し、その経営の合理化をは

からんとしていることでもあります。その三は、地方財政についても減債基金制度を採用し、その運営全体を通じて健全財政堅持の精神を具現しようとするのであります。

第二点は、地方財政と國家財政との關係に關する問題であります。その一は、事務の性質によつて國費、地方費の負担關係を明確にせんとしていることでもあります。従來の地方財政がとかく國費、地方費の負担区分の攪亂によつて混亂せしめられてきた状況に鑑みまして、いやくも共同負担の形式をとるものについては、その負担割合、経費の範圍等を法律または政令に明記することによつて、従來のように國家財政の恣意による地方財政の負担加重を緩和し、國家事務の増加による地方財政への圧迫を除去せんとしているものであります。

その二は、いわゆる補助職員制度の合理化であります。地方公共団体が行つております機能に省みましますときは、職員が行う事務の種類に應じ、國庫がある程度の経費を負担することもまた必要なことでもあります。しかし、従來のごとく國庫財政の一方的な都合によつて補助額の増減せられることは、地方財政を常に不安定にし、かた／＼補助の首長の権限に要らざる掣肘を加えるものであつたのであります。よつて今回從來の補助職員制度を廃し、國庫負担職員の制度を設け、その定員、負担経費の範圍及び負担割合を法定することによつて、この方面における地方財政の困難を排除することにいたしましたのであります。その三は、國庫負担金、國庫補助金等の支出を合理化せんとする

ことでありまして、これらの負担金、補助金等の金額算定の基礎及びその支出時期等について基本的な規定を設け、國庫の支出金が、実情を無視した低い單價で定められたり、著しく遅れて支出されたりする現状を防止しようとして考へております。

第三点は、地方公共団体相互の間に於いて生じつつあるような財政上の障害は、地方公共団体の相互の間、特に複合地方公共団体である都道府縣と、その区域内の市町村との間においてもまた存在しておりますので、その間の問題につきましても國と地方公共団体相互の間における財政調整の方法に準じ、経費の負担關係その他について合理的な規正を加へることとしたのであります。

第四点は地方公共団体の財政運営に關する規律、國庫財政と地方財政との關係に關する規律に違反した場合の措置に關する問題であります。國も地方公共団体もその健全財政を堅持し、その濫費を戒め、経費の経済的効果に着目して、その財政を運営していくべきは当然のことではあります。現狀においては、必ずしもすべてが、こうした線に沿つて動いてゐるとは言えないのであります。そのことは、國や他の地方公共団体に多大の迷惑を及ぼすことになつてゐるのであります。従ひまして、自治権の濫用または侵害を戒め、その財政の健全性を確保するためには、規律違反に対する措置を規定する必要があるわけであり。その一は、國または地方公共団体が法令の規定に違反して國の補助金、負担金または地方公共団体の負担金等を濫費したときは、國はその負担金、補助金等

の返還を命じ、地方公共団体はこれが返還を請求し得ることとしようとするのであります。その二は、地方公共団体が法令の規定に違反して多大の濫費を行つた場合等においては、それだけ財源調整の意味で交付される配付税の額は不要であると考へられ、その額を減額し得ることとしようとするのであります。

以上地方財政法の提案の理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げたのであります。なおこの際、この法律案の提出が遅延いたしました事情について、一言御説明申し上げておきたいと存じます。

地方財政委員会法は、地方財政制度改革に關する法律案を、同法公布の日から三箇月以内に國會に提出することを命じてあるものであります。政府はこの義務を果すため鋭意努力を續けてまいつたのであります。事が國家財政、地方財政を通ずる重要問題である上に、關係方面との折衝に意外の日時を費さざるを得ない事情に立ち至り、不本意ながら遂に今日まで延引するに至つたのであります。何とぞその間の事情について各位の御了承をお願いいたしますのであります。

何とぞ慎重御審議の上速やかに御賛同あらんことを希望してやまない次第であります。

〔小暮委員長代理退席、委員長着席〕

○坂東委員長 次は地方税法を改正する法律案並びに地方配付税法案につきまして政府の説明を求めます。

地方税法を改正する法律案
地方税法目次

第一章 總則

第一節 通則
第二節 賦課
第三節 徴收

第一款 普通徴收
第二款 特別徴收

第二章 普通税

第一節 道府縣税
第二節 市町村税

第一款 道府縣附加税
第二款 独立税

第三章 目的税
第四章 補助
第五章 罰則

附則
地方税法

第一章 總則
第一節 通則

（用語の意義）
第一條 この法律で「地方団体」とは、道府縣及び市町村を、「地方税」とは、道府縣税及び市町村税をいう。

2 この法律中道府縣に關する規定は、東京都及び特別市に、これを準用する。この場合においては、「道府縣」、「道府縣知事」、「道府縣民税」、「道府縣知事」、「道府縣員」、「道府縣徴税吏員」又は「道府縣條例」とあるのは、それぞれ「都」若しくは「特別市」、「都税」若しくは「特別市税」、「都民税」若しくは「特別市民税」、「都知事」若しくは「特別市長」、「都吏員」若しくは「特別市吏員」、「都徴税吏員」若しくは「特別市徴税吏員」又は「都條例」若しくは「特別市條例」と読み替へるものとする。

3 この法律中市町村に關する規定

を東京都の市町村に適用する場合においては、「道府縣知事」とあるのは、「東京都知事」と読み替へるものとする。

4 全國事務組合は、この法律の適用については、これを一町村とみなす。

（地方税の種別）
第二條 道府縣税として課することのできるものは、左に掲げるものとする。

一 普通税
独立税

二 目的税
市町村税として課することのできるものは、左に掲げるものとする。

一 普通税
道府縣附加税
独立税

二 目的税
（規定の形式）
第三條 地方団体が地方税及びその賦課徴收について必要な事項を定める場合においては、條例でこれを定めなければならない。

第二節 賦課
（納税義務者）
第四條 地方団体内に住所、居所、家屋敷、事務所又は業務所を有する者は、地方税を納める義務を負ふ。

2 前項の規定に該当しない場合においても、地方団体内において土地、家屋又は物件を所有し、使用し又は占有する者は、その土地、家屋若しくは物件又はその収入に對して課する地方税を、又、地方団体内において一定の行爲をなす

者は、その行爲に對して課する地方税を、それぞれ納める義務を負ふ。

（納税義務の承継）
第五條 法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人は、合併に因り消滅した法人に賦課すべき地方税を納める義務を負ふ。

2 法人が解散した場合において、その法人に賦課すべき地方税を納付しないで残余財産を分配したときは、清算人は、残余財産の價額を限度として、連帶して、その法人に賦課すべき地方税を納める義務を負ふ。

3 相続の開始があつた場合においては、相続人又は相続財團は、相続開始前の事実について被相続人に賦課すべき地方税を納める義務を負ふ。但し、限定承認をなした相続人は、相続に因つて得た財産の價額を限度として、その義務を負ふ。

（地方団体外に在る課税客體に對する非課税）
第六條 納税義務者が地方団体外において所有し、使用し若しくは占有する土地、家屋若しくは物件又はその収入に對しては、地方税を課することができない。地方団体外において事務所、事業所若しくは業務所を設けてなす事業又はその収入に對しても、また同様とする。

（事業税の課税標準たるべき所得金額）
第七條 二以上の道府縣において事業所を設けて事業をなす者に賦課

する事業税の課税標準たるべき所得金額の総額は、主たる事業所の所在地の道府県知事が、これを決定しなければならぬ。

2 二以上の道府県において事業所を設けて事業をなす者に、関係道府県において所得金額を標準として事業税を賦課しようとするときは、その所得金額は、前項の道府県知事の定めるところによる。

3 第一項の道府県知事が所得金額の総額を決定したときは、直ちに前項の規定により関係道府県において賦課する事業税の課税標準たるべき所得金額を定め、これを関係道府県知事(第一項の道府県知事を除く。以下本条中同じ。)に通知しなければならない。

4 関係道府県知事において、第二項の規定により第一項の道府県知事の定めた所得金額に異議があるときは、内閣総理大臣が、所得金額を定める。

5 前項の異議は、第三項の規定による通知を受けた日から三十日以内に、これを申し出なければならぬ。

6 内閣総理大臣は、第四項の異議の申出を受領したときは三月以内にこれを決定しなければならない。

7 内閣総理大臣は、特別の必要があるとき、第一項又は第二項の規定により第一項の道府県知事が定めた所得金額の総額又は所得金額を更正することができる。(事業税附加税の課税標準たるべき本税額)

第八條 同一道府県内又は二以上の

道府県内の二以上の市町村において事業所を設けて事業をなす者に、関係市町村において賦課する事業税附加税(事業税額を含む。)の課税標準たるべき本税額は、左の各号に定めるところによる。

一 関係市町村が同一道府県内に在るときは、当該市町村について道府県知事の定める額

二 関係市町村が二以上の道府県にわたる場合において、一道府県内の関係市町村が一であるときは、前條の規定により定められた所得金額に基き当該道府県の税額

三 関係市町村が二以上の道府県にわたる場合において、一道府県内の関係市町村が二以上であるときは、前條の規定により定められた所得金額に基き当該道府県知事(第一項の道府県知事を除く。以下本条中同じ。)に通知しなければならない。

2 前項の規定により定められた本税額は、道府県知事が、直ちにこれを関係市町村に通知しなければならない。

3 関係市町村長において、第一号又は第三号の規定により道府県知事の定めた本税額に異議があるときは、内閣総理大臣が本税額を定める。

前條第五項及び第六項の規定は前項の場合に、これを準用する。(漁業権附加税の課税標準たるべき本税額)

第九條 漁場(当該漁場における漁業の妨害となるべき漁業を制限し又は禁止するため設けられた区域

を含む。以下同じ。)が二以上の市町村にわたる場合において関係市町村について賦課する漁業権附加税の課税標準たるべき本税額は、漁場の面積により本税をあん分したものである。

(納税義務の発生及び消滅等に付する賦課)

第十條 年税又は期税たる地方税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から月割をもつて地方税を賦課する。

2 前項の地方税の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもつて、地方税を賦課する。

3 第一項の地方税の賦課後にその課税客体の承継があつた場合において、前の納税者の納税をもつて後の納税義務者の納税とみなし、前二項の規定は、これを適用しない。

4 舟税、自轉車税、金庫税その他命令で指定する税目(物件の取得に対するものを除く。)については、第二項の規定にかかわらず、賦課後に納税義務が消滅した場合においても、既に交付した徴税命令又は徴税傳令書に記載した賦課額は、これを変更しない。

5 同一の課税客体について一の地方団体において納税義務が消滅し他の地方団体において納税義務が発生したときは、納税義務が発生した地方団体は、納税義務が消滅した地方団体において賦課した部分については、地方税を賦課することができない。

6 月税たる地方税の賦課期日後に

納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から地方税を賦課し、その賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月分の全額を賦課する。

(標準賦課率及び標準賦課率)

第十一條 標準賦課率又は標準賦課率を定める税目については、地方団体は、その財政上特別の必要があるとき認められる場合を除く外、その標準賦課率又は標準賦課率をこえて課税してはならない。

(賦課率の所属年度区分)

第十二條 法人の事業税(事業税額を含む。)の賦課率は、法人の事業年度終了の日又は合併若しくは解散の日に属する年度の賦課率による。

2 道府県税附加税(道府県税立税額及び市町村税立税額を含む。)の賦課率は、本税の属する年度の賦課率による。但し、法人の事業税附加税の賦課率は、法人の事業年度終了の日又は合併若しくは解散の日に属する年度の賦課率による。

(課税除外)

第十三條 左に掲げるものに対しては、地方税(賦課税、電気ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税額を除く。)を課することができない。

て、その所有者に課するときはこの限りでない。

一 國、地方団体その他命令で定める公共団体の事業又は行為

二 國、地方団体その他命令で定める公共の用に供する土地家屋又は物件

三 國又は地方団体の所有する土地、家屋又は物件

四 宗教法人においてその用に供する建物及びその境内地又は構内地

五 墓地

六 公衆用道路、鉄道用地、軌道用地、運河用地及び水道用地

七 用器水路、ため池、堤とう及び井溝

八 保安林

九 國宝又は史跡若しくは名勝として指定された家屋

十 学校(学校教育法昭和二十二年法律第二十六号)第一條の学校及び内閣総理大臣の指定するその他の学校をいう。において直接保育又は教育の用に供する土地及び家屋

十一 社会事業法(昭和十三年法律第五十九号)第三條の規定による事業開始の届出をなした社会事業、生活保護法(昭和二十一年法律第十七号)による保護施設、司法保護事業法(昭和十四年法律第四十二号)による司法保護事業及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による児童福祉施設の用に供する土地及び家屋

十二 恩給金庫、庶民金庫及び復

興金融庫の事業

十三 大日本育英会の事業

十四 食糧配給公園、船舶公園、石油配給公園、配炭公園、産業復興公園、貿易公園、價格調整公園、酒類配給公園、食料品配給公園、飼料配給公園、油糧配給公園及び肥料公園の事業

十五 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険連合会の事業、国民健康保険の事業並に法人の国民健康保険の事業並びに農業共済組合、農業共済保険組合、漁船保険組合及び木船保険組合の事業

十六 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和十三年法律第六十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、失業手当法（昭和二十二年法律第四十五号）及び失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）の規定により保険給付として支給を受ける金品

十七 生活保護法の規定により給付を受ける保護金品

十八 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定により給付を受ける災害保償金

十九 鉱物の掘採又は砂鉄の採取のため直接使用する工作物、器具及び機械で内閣総理大臣の指定するもの

二十 相続に因る土地、家屋又は物件の取得

二十一 法人の合併に因る土地、家屋又は物件の取得

二十二 保険業法（昭和十四年法律第四十一号）により会社がその保険契約の全部の移轉契約により不動産を移轉する場合における不動産の取得

二十三 委託者から受託者に信託財産を移す場合、委託者のみが信託財産の元本の受益者たる信託に因り受託者から受益者に信託財産を移す場合及び信託の受託者の更迭の場合における不動産の取得

二十四 住宅組合の事業及び住宅組合法（大正十年法律第六十六号）による組合員の住宅又はその用地の取得

（公益等に因る課税免税及び不均一課税）

第十四條 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とするときは、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要があるときは、不均一の課税をなすことができる。

（受益による不均一課税及び一部課税）

第十五條 地方団体の一部に對し特に利益がある事件に關しては、地方団体は、不均一の課税をなし、又はその一部に課税をなすことができる。

第三節 徴収

第一款 普通徴収

（道府縣稅の徵收及び納入に關する市町村の義務）

第十六條 市町村は、その市町村内の道府縣稅を徵收して道府縣に納入する義務を負ふ。

但し、第十八條第二項、第三十六條第一項又は第四十四條第一項の規定により徵收するものについては、この限りでない。

2 道府縣は、前項の規定による徵收の費用を補償するため、徵收金額又は徵稅傳令書の数に應じ、道府縣條例の定めるところにより、その市町村に對し、取扱費を交付しなければならない。

（市町村が道府縣稅を失つた場合の措置）

第十七條 道府縣は、市町村が既收の道府縣稅を失つた場合において天災その他避けることのできない事由に因ると認めるときは、市町村の申請により、税金を納入すべき日から三十日以内に、議会の議決を経てその税金額を相当する金額を補償するものとする。

2 市町村は、前項の規定による道府縣の措置に不服があるときは、内閣總理大臣に訴願することができる。

3 前項の規定による訴願の提起は、第一項の議決のあつた日又は議決がなされないで同項の期間を経過した時から、二十一日以内、これをしなければならぬ。

4 内閣總理大臣は、訴願を受理したときは、三月以内にこれを裁決しなければならない。

（道府縣稅の普通徴收）

第十八條 道府縣稅を賦課徵收しようとするときは、道府縣知事又はその委任を受けた道府縣吏員（以下道府縣徵稅吏員といふ）は、

市町村に對し徵收命令書を發し、市町村長又はその委任を受けた市町村吏員（以下市町村徵稅吏員といふ）は、徵稅命令書により徵稅傳令書を調製し、これを納稅者に交付しなければならない。

2 道府縣知事又は道府縣徵稅吏員は、納稅者に對し、直接に徵稅令書を交付することができる。

（市町村稅の普通徴收）

第十九條 市町村稅を賦課徵收しようとするときは、市町村長又は市町村徵稅吏員は、徵稅令書を納稅者に交付しなければならない。

（納稅義務等の完了時期）

第二十條 第十八條第一項の徵稅傳令書又は前條の徵稅令書の交付を受けた納稅者はその税金を市町村に拂込み、その領收証を受け取つたときに、納稅の義務を完了する。

2 第十八條第二項の徵稅令書の交付を受けた納稅者は、その税金を道府縣に拂込み、その領收証を受け取つたときに税金納入の義務を完了する。

3 市町村は、その徵收した道府縣稅を道府縣に拂込み、その領收証を受け取つたときに税金納入の義務を完了する。

4 税金の拂込み又は納入について郵便振替貯金の方法によつた場合においては、納稅者又は市町村は、税金を郵便官署に拂込んだときに、その義務を完了する。

（違法又は錯誤に係る賦課等の救済）

第二十一條 道府縣稅の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があるとき、

市町村長又は市町村吏員は、徵稅命令書の交付を受けた日から三十日以内に、道府縣知事に異議の申立をなすことができる。

2 市町村は、第五十一條第一項の場合において、道府縣民稅の賦課総額の配當に關し違法又は錯誤があると認めるときは、その告知を受けた日から三十日以内に、道府縣知事に異議の申立をなすことができる。

3 市町村稅の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認めるときは、徵稅令書の交付を受けた日から三十日以内に、市町村長に異議の申立をなすことができる。

4 前項の場合において市町村長の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、道府縣知事に訴願することができる。

5 第一項から第三項までに規定する事項については、第一項及び第二項の規定による異議の決定又は前項の規定による裁決を経た後でなければ、裁判所に出訴することのできない。

6 第四項の規定による裁決については、市町村長又は市町村徵稅吏員からも、裁判所に出訴することのできる。

7 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十六條第二項から第四項まで及び第二百五十七條の規定は、第一項から第四項までの場合に、これを準用する。

（督促状）

第二十二條 道府縣稅の徵稅令書若

しくは徴税傳令書又は市町村税の徴税令書の交付を受けた納税者が、納期限までに税金を完納しないときは、道府県知事若しくは道府県徴税吏員又は市町村長若しくは市町村徴税吏員は、遅くとも、納期限後二十日までに、督促状を発しななければならない。

2 督促状には、條例で定める期間内において、相当の期限を指定しななければならない。
3 特別の事情のある地方団体においては、條例で、第一項に規定する期限と異なる期限を定めることができる。

(督促手数料)
第二十三條 地方団体は、督促状を発したときは、手数料を徴收しななければならない。

3 道府県税について市町村長又は市町村徴税吏員をして督促状を發せしめた場合における手数料は、その市町村の収入とする。
(滞納処分)
第二十四條 第二十二條の規定による督促を受けた者が、督促状の指定期限までに、税金及び督促手数料を完納しないときは、道府県知事若しくは道府県徴税吏員又は市町村長若しくは市町村徴税吏員は、條例で定める期限内に、国税滞納処分の例により、これを処分しななければならない。

2 前項の規定による処分に不服がある者は、道府県知事に訴願することができる。
3 第一項に規定する事項については、前項の規定により裁決を経た後でなければ、裁判所に訴願する

ことができなない。
4 市町村税に関する第二項の規定による裁決については、市町村長又は市町村徴税吏員からも、裁判所に訴願することができる。

5 第一項の規定による処分のうち差押物件の公賣は、差押処分の確定に至るまで、これを停止する。
6 第一項の規定による処分は、その地方団体の区域外においても、また、これを行うことができる。
7 地方自治法第二百五十七條の規定は、第二項の場合にこれを準用する。

(延滞金)
第二十五條 督促をなした場合において、税金額百円(百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき一日二十銭以内において條例の定める割合をもつて、納期限の翌日から税金完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴收しななければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 徴税令書又は徴税傳令書一通の税金額が百円未満であるとき。
二 納期を繰り上げて徴收するとき。
三 納税者の住所及び居所が不明であるため又は本邦内にないため公示送達の方法により納税の命令又は督促をしたとき。
四 滞納につき考慮すべき事情があるを認めるとき。

2 督促状の指定期限までに税金及び督促手数料を完納したときは、

延滞金は、これを徴收しない。
(先取特権等)
第二十六條 地方税並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費(以下地方団体の徴收金という。)は、国税並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費(以下國の徴收金という。)に次いで先取特権を有する。

2 地方団体の徴收金の追徴、還付及び時効については、国税の例による。但し、附加税たる市町村税のうち、本税の決定に因り賦課することのできるものの時効は、本税決定の日から進行する。
3 第二十四條第二項から第四項まで並びに地方自治法第二百五十七條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(繰上徴收)
第二十七條 納税者が左の各号の一に該当するときは、既に徴税令書又は徴税傳令書を交付した地方税については、納期に至り税金の徴收を完了することができなると認められるものに限る。納期前であっても、税金の全額を徴收することができる。

一 国税、地方税その他の公課につき滞納処分を受けたとき。
二 強制執行を受けたとき。
三 破産の宣告を受けたとき。
四 相続人が限定承認をしたとき。
五 競賣の開始があつたとき。
六 法人が解散したとき。
七 納税者に税金を免れようとする行為があると認められるとき。

2 前項の規定による徴收については、国税徴收の例による。
(納税延期)
第二十八條 道府県知事又は市町村長は、條例の定めるところにより、納税者のうち特別の事情のある者に対し、納税延期を許すことができる。

(減免)
第二十九條 道府県知事又は市町村長は、天災その他特別の事情のある場合又は貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者その他特別の事情のある者に限り、道府県又は市町村の議会の議決を経て、地方税を減免することができる。
(徴收金納付義務の承継)
第三十條 法人が合併した場合において、合併に因り消滅した法人の未納に係る地方団体の徴收金があるときは、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人が、これを納付する義務を負う。

2 法人が解散した場合において、その法人の未納に係る地方団体の徴收金を納付しないで残余財産を分配したときは、清算人は、残余財産の價額を限度として、連帯して、これを納付する義務を負う。
3 相続の開始があつた場合において、相続開始前の事実について被相続人の未納に係る地方団体の徴收金があるときは、相続人又は相続財團は、これを納付する義務を負う。但し、限定承認をなした相続人は、相続に因つて得た財産の價額を限度として、その義務を負う。

(連帯納付義務)
第三十一條 共有物、共同事業、共同事業に因り生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴收金は、納税者が連帯して、これを納付する義務を負う。
2 公賣及び競賣以外の原因に因り財産権の移轉があつた場合において、未納に係る徴収税(徴収税附加税を含む。)に関する地方団体の徴收金があるときは、新財産権者は、旧財産権者と連帯して、これを納付する義務を負う。
(過納税額の取扱)
第三十二條 既納の税金が過納であるときは、その過納額を未納の税金に充てることができる。
(納税管理人)
第三十三條 納税義務者は、納税地に住所、居所、事業所又は事業所を有しないときは、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税地に居住する者のうちから納税管理人を定め、條例の定めるところにより、道府県税については道府県知事又は市町村長に、市町村税については市町村長に、これを申告しなければならぬ。納税管理人を變更したときも、また、同様とする。

(書類の送達)
第三十四條 徴税令書、徴税傳令書、督促状及び滞納処分に関する書類は、名宛人の住所、居所、事業所又は事業所に送達する。名宛人が相続財團でその相続財團に財産管理人があるときは、財産管理人の住所又は居所に送達する。
2 納税管理人があるときは、徴税

令書、徴税傳令書及び督促状に限
り、その住所、居所、事務所又は
事業所に送達する。

(公示送達)

第三十五條 書類の送達を受くべき
者が、その住所、居所、事務所若
しくは事務所若しくは事業所にお
いて書類の受取を拒んだとき又は
その者の住所、居所、事務所及び
事業所が不明であるとき若しくは
本邦内がないときは、條例の定め
るところにより、書類の要旨を公
告し、公告の初日から七日を経過
したときは、書類の送達があつた
ものとみなす。

第二款 特別徴収

(特別徴収義務者)
第三十六條 地方団体は、左に掲げ
る税目については、その徴収の便
宜を有する者をして、これを徴収
させることができる。

- 一 釀産税 釀産税附加税
- 二 入場税 入場税附加税
- 三 電気ガス税 電気ガス税附加
税
- 四 電話加入権税 電話加入権税
附加税 電話加入権税割
- 五 木材引取税 木材引取税附加
税
- 六 遊興飲食税 遊興飲食税附加
税 遊興飲食税割
- 七 入湯税 入湯税附加税 入湯
税割
- 八 と畜税 と畜税割
- 九 廣告税 廣告税割
- 十 その他内閣総理大臣の指定す
る税目

2 前項の規定による徴収義務者
(以下特別徴収義務者という。)

第一類第二号 治安及び地方制度委員会職録 第四十一号 昭和二十三年六月二十二日

は、地方団体に対しその徴収すべ
き地方税を納入する義務を負う。
第一項の地方税の徴収について
は、第十八條又は第十九條の規定
によらないことができる。

(特別徴収義務者の税金相当額の
納入)

第三十七條 特別徴収義務者は、そ
の徴収すべき地方税に相当する金
額を條例で定める期日までに、道
府縣税については道府縣に、市町
村税については市町村に納入しな
ければならない。

(特別徴収義務者の徴収不能額の
還付)

第三十八條 地方団体は、特別徴収
義務者がその徴収すべき地方税を
徴収することができなかつた場合
において正当な事由に因るものと
認めるときは、特別徴収義務者の
申請により、議会の議決を経て、
これに相当する既納の金額を還付
するものとする。

2 特別徴収義務者は、前項の規定
による措置に不服があるときは、
道府縣税については内閣総理大臣
に訴願し、市町村税については道
府縣知事に訴願し、その裁決に不
服があるときは、内閣総理大臣に
訴願することができる。

3 第一項に規定する事項について
は、前項の規定による裁決を経た
後でなければ、裁判所に出訴する
ことができない。

4 第二項の裁決については、市町
村長からも、内閣総理大臣に訴願
することができる。

5 第十七條第三項及び第四項並び
に地方自治法第二百五十七條第三

項の規定は、第二項及び前項の場
合にこれを準用する。
(特別徴収に係る納税義務等の完
了時期)

第三十九條 第三十六條第一項の規
定により地方税を徴収せしめる場
合においては、納税者はその税金
を特別徴収義務者に拂い込んだと
きに、納税の義務を完了する。

第四十條 特別徴収義務者は、その
徴収すべき地方税に相当する金額
を、道府縣税については道府縣
に、市町村税については市町村に
拂い込み、その領收証を受け取つ
たときには税金の徴収及び納入の
義務を完了する。

(特別徴収義務者に対する督促)
第四十一條 特別徴収義務者がその
徴収すべき地方税に相当する金額
を條例で定める期日までに納入し
ないときは、道府縣知事若しくは
道府縣徴税吏員又は市町村長若し
しくは市町村徴税吏員は、相当の期
限を指定して、督促状を発しなけ
ればならない。

(特別徴収義務者が税金を失つた
場合の措置)
第四十二條 地方団体は、特別徴収
義務者が既収の税金を失つた場合
において天災その他避けることと
できない事由に因るものであると
認めるときは、税金を納入すべき
日から三十日以内に、特別徴収義
務者の申請により、議会の議決を
経て、その税金額に相当する金額
を補償するものとする。

(特別徴収に係る納入金に関する
準用規定)
第四十三條 第五條、第二十條第四

項、第二十三條第一項、第二十四
條から第二十七條まで、第三十
條、第三十一條第一項及び第三十
二條の規定は、第三十六條第一項
の規定により地方税を徴収させる
場合の納入金について、これを準
用する。

(証紙による税金の拂込)

第四十四條 地方団体は、左に掲げ
る地方税については、第十八條及
び第十九條の規定によらないで、
その地方団体が発行する証紙をも
つて、地方税を拂い込ませること
ができる。

一 入場税 入場税附加税

二 木材引取税 木材引取税附加
税

三 狩猟者税 狩猟者税附加税

四 遊興飲食税 遊興飲食税附加
税 遊興飲食税割

五 入湯税 入湯税附加税 入湯
税割

六 廣告税 廣告税割

七 その他内閣総理大臣の指定す
る税目

2 前項の場合においては、地方團
体は、証紙書類その他のものに証
紙をはらせ、又は証紙金額に相当
する現金の納付を受け、納税済印
をおし、証紙に代えることができ
る。

3 証紙をはるときは、証紙をはつ
たものの紙面と証紙の色彩とにか
けて、その地方団体の印又は特別
徴収義務者の印若しくは署名で、
判明にこれを消さなければならな
い。
(徴収の属託)
第四十五條 この法律により地方團

体の徴収金を納付すべき者又はそ
の者の財産が当該地方団体外に在
るときは、道府縣知事若しくは道
府縣徴税吏員又は市町村長若しく
は市町村徴税吏員は、本人又は財
産所在地の当該吏員にその徴収を
属託することができる。

2 前項の場合における徴収金の徴
収は、属託を受けた者の属する地
方団体における徴収の例による。

3 第一項の規定により徴収を属託
した場合においては、属託に係る
事務及び送金に要する費用は、属
託を受けた者の属する地方団体の
負担とし、属託に係る事務に伴う
督促手数料及び滞納処分費は、属
託を受けた者の属する地方団体の
収入とする。

第二章 普通税

第一節 道府縣税

(道府縣税の独立税の税目)
第四十六條 道府縣は、独立税とし
て、左に掲げるものを課するもの
とする。但し、徴収に要する経費
が徴収すべき税額に比し多額であ
ると認められるものその他特別の
事情のあるものについては、この
限りでない。

- 一 道府縣民税
- 二 地租
- 三 家屋税
- 四 事業税
- 五 特別業務税
- 六 釀産税
- 七 入場税
- 八 電気ガス税
- 九 船舶税
- 十 自動車税
- 十一

十二 軌道税

十三 電話加入権税

十四 電柱税

十五 不動産取得税

十六 木材引取税

十七 漁業権税

十八 狩猟者税

十九 遊興飲食税

二十 入湯税

2 道府県は、前項に掲げるものの外、別に税目を起して、独立税を課することができる。

（道府県民税の納税義務者等）

第四十七條 道府県民税は、左に掲げる者に対し、所得の状況、資産の状況等を標準とし、且つ、均等割を加味して、これを課する。但し、貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者に対しは、この限りでない。

一 道府県内に一戸を構える個人又は一戸を構えずとも独立の生計を営む個人

二 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で前号に該当しないもの

三 道府県内に事務所又は事業所を有する法人

2 前項第一号又は第二号の個人については、当該事実のある市町村ごとに、同項第三号の法人については、その事務所又は事業所ごとに、道府県民税を課する。

3 第六條の規定は、道府県民税について、これを適用しない。

（道府県民税の賦課期日）
第四十八條 道府県民税の賦課期日は、八月一日とする。

2 第十條の規定は、道府県民税に

ついては、これを適用しない。

（道府県民税の納期）

第四十九條 道府県民税の納期は、九月（二期に分けるときは九月及び十二月）中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情のあるときは、この限りでない。

（道府県民税の賦課総額）

第五十條 道府県民税の標準賦課総額は、五百円に第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額とする。

2 前項の規定の適用については、第四十七條第一項第一号又は第二号の個人は、当該事実のある市町村ごとに、同項第三号の法人は、その事務所又は事業所ごとに、独立の納税義務者とみなす。

（道府県民税の賦課総額の配当）

第五十一條 道府県民税の賦課総額は、道府県條例の定めるところにより、これを市町村に配当することができ。

2 前項の場合においては、この法律、この法律に基く命令及び道府県條例の定めるものの外、道府県民税の課税方法は、関係市町村の條例でこれを規定することができる。

（地租の納税義務者等）

第五十二條 地租は、土地に対し、土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）による土地台帳に登録された賃貸価格を標準として、その所在の道府県において、その所有者（質権又は百年より長い存続期間の定められている地上権の目的たる土地についてはその質権者又は地上権者）に、これを課する。

（地租の納期）

第五十三條 地租の賦課期日は、四月一日とする。

2 第十條第一項及び第二項の規定は、地租については、これを適用しない。

（地租の納期）

2 前項の場合においては、土地台帳に所有者、質権者又は地上権者として登録された者をもつて、それその土地の所有者、質権者又は地上権者とする。

（地租の賦課期日）

第五十四條 地租の納期は、四月中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情のある場合においては、この限りでない。

（地租の賦課率）

第五十五條 地租の標準賦課率は、百分の十二とする。

2 地租は、各納税義務者について、同一市町村内における土地の賃貸価格の合計金額により算出して、これを徴収しなければならない。但し、賃貸価格の合計金額が五円に満たないときは、この限りでない。

（地租の追徴）

第五十六條 土地台帳法により申告する義務がある者がその申告をしないことによつて、賃貸価格の設定又は修正がなされず、そのため土地に不足額があるときは、直ちにこれを追徴しなければならない。

2 前項の規定により地租を徴収する場合及び詐偽その他不正の行爲により地租を免れた者からその地租を徴収する場合においては、前條第二項の規定は、これを適用しない。

（家屋税の納税義務者等）

第五十七條 家屋税は、家屋に対し、家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）による家屋台帳に登録された賃貸価格を標準として、その所在の道府県において、その所有者に、これを課する。

2 前項の場合においては、家屋台帳に所有者として登録される者をもつて、その家屋の所有者とする。

（家屋税の賦課期日）

ない。

（家屋税の納期）

第五十八條 家屋税の賦課期日は、五月一日とする。

（家屋税の賦課率）

第五十九條 家屋税の納期は、五月中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情のある場合においては、この限りでない。

（家屋税の追徴）

第六十條 家屋税の標準賦課率は、百分の十・五とする。

2 家屋税は、各納税義務者について、同一市町村内における家屋の賃貸価格の合計金額により算出して、これを徴収しなければならない。但し、賃貸価格の合計金額が五円に満たないときは、この限りでない。

（家屋税の追徴）

第六十一條 家屋台帳法により申告する義務のある者がその申告をしないことによつて、賃貸価格の設定又は修正がなされず、そのため家屋税に不足額があるときは、直ちにこれを追徴しなければならない。

2 前項の規定により家屋税を徴収する場合及び詐偽その他不正の行爲により家屋税を免れた者からその家屋税を徴収する場合においては、前條第二項の規定は、これを適用しない。

（地租名寄帳及び家屋税名寄帳）

これを追徴しなければならない。

2 前項の規定により家屋税を徴収する場合及び詐偽その他不正の行爲により家屋税を免れた者からその家屋税を徴収する場合においては、前條第二項の規定は、これを適用しない。

第六十二條 市町村は、その市町村内の土地及び家屋について、命令の定めるところにより、地租名寄帳及び家屋税名寄帳を備えなければならない。

（事業税の納税義務者等）

第六十三條 事業税は、法人（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の法人を除く。）の行う事業並びに個人が行う第一種事業及び第二種事業に対し、所得を標準として、事業所所在の道府県において、その法人及び個人にこれを課する。

2 前項の第一種事業とは、左に掲げるものとする。

一 物品販賣業（動植物その他普通に物品といわないものの販賣業を含む。）

二 金銭貸付業

三 物品貸付業（動植物その他普通に物品といわないものの貸付業を含む。）

四 製造業（電気又はガスの供給業及び物品の加工修理業を含む。）

五 土石採取業

六 運送業（運送取扱業を含む。）

七 倉庫業（物品の寄託を受けこれを保管する業を含む。）

八 請負業

- 九 印刷業
 - 十 出版業
 - 十一 写真業
 - 十二 百貨業
 - 十三 旅館業
 - 十四 料理店業
 - 十五 周旋業
 - 十六 代理業
 - 十七 仲立業
 - 十八 問屋業
 - 十九 両替業
 - 二十 湯屋業
 - 二十一 理容業
 - 二十二 演劇興行業
 - 二十三 遊技場業
 - 二十四 遊覽所業
 - 二十五 その他これらに類する事業
- 3 第一項の第二種事業とは、左に掲げるものとする。
- 一 農業
 - 二 畜産業
 - 三 水産業
 - 四 林産業
 - 五 その他これらに類する事業
- 4 事業所を設けずに行う事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、その事業所とみなして、事業税を課する。この場合においては、第六條の規定は、これを適用しない。
- (事業税と信託財産)
- 第六十四條 信託財産につき生ずる所得については、その所得を信託の利益として受くべき利益者が信託財産を有するものとみなして、事業税を課する。但し、合同運用信託(信託会社が引き受けた金銭

信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。以下同じ。)については、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、受益者が特定していないとき又はまだ存在していないときは、委託者又はその相続人を受益者とみなす。

(事業税の課税標準)

第六十五條 第六十三條第一項の所得は、法人については各事業年度の所得及び清算所得とし、個人については当該年度の前年における事業の所得とする。

2 個人が前年度一月一日から当該年度終了の日までに事業を廃止した場合における事業税については、前項の所得を課税標準とするものの外、前年度一月一日から事業廃止の時までの所得を課税標準とするものを、その事業廃止後直ちに課するものとする。

3 法人の各事業年度の所得は、各事業年度の純益金から繰損金を控除した金額による。

4 信託会社の各事業年度の所得の計算については、合同運用信託に因る収入及び支出は、その繰入金及び繰損金から各々これを控除する。

5 法人が事業年度中に解散し又は合併に因り消滅した場合においては、その事業年度の初めから解散又は合併に至るまでの期間をもつて一事業年度とみなす。

6 法人の清算所得は、法人が解散した場合において、その残余財産の価額が解散当時の拂込株式金額

又は出資金額及び積立金額を超過するときの超過金額による。

7 法人が合併した場合において、合併に因り消滅した法人の株式出資者又は社員が合併後存置する法人若しくは合併に因り設立した法人から合併に因り取得する株式の拂込金額又は出資金額及び金額の総額が、合併に因り消滅した法人の合併当時の拂込株式金額又は出資金額及び積立金額の合計金額を超過するときは、その超過金額は、これを合併に因り消滅した法人の清算所得とみなす。

8 個人の所得は、当該年度の前年中又は前年度一月一日から事業廃止の時までの総収入金額から必要な経費を控除した金額による。

9 事業税の課税標準の算定に關しては、この法律に定めるものの外、命令でこれを定める。

(事業税の納期)

第六十六條 個人の事業税(前條第二項の規定による事業税を除く)の納期は、八月及び十一月中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情のある場合においては、この限りでない。

(事業税の賦課率)

第六十七條 事業税の標準賦課率は、法人(特別法人を除く)の行う事業及び個人が行う第一種事業に対するものについては百分の七・五、特別法人の行う事業及び個人が行う第二種事業に対するものについては百分の五とする。

2 前項の特別法人とは、左に掲げる法人をいう。

- 一 農業協同組合及び農業協同組

- 合連合会
- 二 産業組合及び産業組合連合会
 - 三 貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及び貸室組合連合会
 - 四 市街地信用組合
 - 五 商工協同組合及び商工協同組合中央会
 - 六 漁業会、製造業会、道府縣水産業会及び中央水産業会
 - 七 森林組合及び森林組合連合会
 - 八 道府縣林業会及び日本林業会
 - 九 蚕糸共同組合及び蚕糸業会
 - 十 農林中央金庫
 - 十一 商工組合中央金庫
 - 十二 塩業組合及び塩業組合連合会
 - 十三 相互保険会社、証券取引所及び会員組織の商品取引所
- 3 前項第一号及び第六号から第九号までの法人のうち所屬の会員若しくは組合員又は組合若しくは連合会をして出資をなさしめないものに對しては、事業税を課することができない。
- (事業税の免除点)
- 第六十八條 個人の事業所得金額が命令で定める金額に満たないときは、事業税を課することができない。
- (事業税の課税標準の特例)
- 第六十九條 事業税の課税標準については、事業の情況に應じ、第六十三條第一項の所得によらないで資本金額、賣上金額、家屋の床面積若しくは賃貸價格、土地の地積若しくは賃貸價格、従業員数等を標準とし、又は同項の所得とこれらの標準とを併せ用いることができる。この場合における賦課率

は、命令で特別の定をなすものについてはその定により、その他のものについては第六十七條の賦課率による場合における負担と著しく均衡を失ふることのないように、これを定めなければならない。

2 前項の場合においても、第七條第一項の規定の適用を妨げない。(地租、家屋税及び事業税の賦課率の均一)

第七十條 地租、家屋税及び事業税(前條第一項の規定による事業税を除く)の賦課率の各標準賦課率に對する割合は、同一道府縣においては、これを同一としなければならない。但し、負担の均衡上特に必要があるときは、この限りでない。

(賦課税の納税義務者等)

第七十一條 特別業務税は、業務所又は事務所を設けて行う第一種業務及び第二種業務(法人の行うものを除く)に對し、所得を標準として、業務所又は事務所所在の道府縣において、その業務を行う者にこれを課する。

2 前項の第一種業務とは、左に掲げるものとする。

- 一 医療
- 二 歯科医療
- 三 助産婦業
- 四 その他これらに類する業務

3 第一項の第二種業務とは、左に掲げるものとする。

- 一 弁護士業
- 二 司法書士業
- 三 公証人業
- 四 稅務代理士業

五 公認会計士業
六 その他これらに類する業務
(特別業務税の賦課率等)

第七十二條 特別業務税の標準賦課率は、第一種業務に対するものについては百分の四、第二種業務に対するものについては百分の五とする。

第七十三條 第八條、第六十五條、第六十六條、第六十八條及び第六十九條の規定は、特別業務税について、これを適用する。

第七十四條 賦産税は、鉱物の採掘又は砂鉱の採取の事業に対し、その鉱物又は砂鉱の価格を標準として、当該事業の作業場所在の道府県において、その鉱業者又は砂鉱業者にこれを課する。

第七十五條 入場税は、演劇、映画若しくは雑物(すまう、野球その他の競技で公衆の観覧に供することを目的とするものを含む。)を催す場所、競馬場、展覧会場、遊園地その他これらに類する場所への入場又は舞踏場、まあじやん場、たまつき場、ゴルフ場、スケート場、つりぼり、貸船場その他これらに類する場所の設備の利用に対し、入場料金又は利用料金を標準として、その場所所在の道府県において、その入場者又は利用者

前項の場所への入場又は設備の

利用について入場料金又は利用料金の定のある場合にその入場料金又は利用料金の全部又は一部を支拂わないで入場し又は利用したときは公務又は業務によるものを除く外、その入場料金又は利用料金の全額を支拂つたものとみなして入場税を課することができる。

(入場税の賦課率)
第七十六條 入場税は、賦課率百分の五十によりこれを課さなければならぬ。但し、運動競技で学生、生徒又はその競技をなすことを業とし、その行方ものについて、観覧のため競技場に入場する者から料金を徴収する場合においては、賦課率は、百分の二十とする。

(電気ガス税の納税義務者等)
第七十七條 電気ガス税は、電気又はガスに対し、その料金(基本料その他電気又はガスの使用につき、電気事業者又はガス事業者が支拂うべき金額を含む。以下本條、第七十八條及び第九十九條中同じ)を標準として、その使用地所在の道府県において、その使用者にこれを課する。

共同住宅、アパート又は貸事務所の経営者その他家屋の全部又は一部を他人に貸し付ける者が電気事業者又はガス事業者から供給を受ける電気又はガスを家屋の借主に使用させるときは、その電気又はガスは、これをその貸主が使用するものとみなす。

電気事業者若しくはガス事業者が料金を徴収しない他人に電気若しくはガスを使用させるとき、又は電気事業者でない者が自ら発電する電気事業者でない者に使用させるときは、その電気又はガスは、これをその電気事業者若しくはガス事業者若しくはその発電者が使用するものとみなす。

又は電気事業者でない者が自ら発電する電気事業者でない者に使用させるときは、その電気又はガスは、これをその電気事業者若しくはガス事業者若しくはその発電者が使用するものとみなす。

前項の場合及び電気事業者若しくはガス事業者又は電気事業者でない者が自ら発電するものが自ら電気又はガスを使用する場合においては、料金以外のものを電気ガス税の課税標準とすることができる。

命令で定める用途に使用する電気に対しては、電気ガス税は、これを課することができない。

(電気ガス税の賦課率)
第七十八條 電気ガス税の賦課率は、料金を課税標準とするときは、百分の五をこえることができな

電気ガス税の賦課率は、前條第四項の規定により料金以外のものを課税標準とするときは、前項の賦課率による場合における負担と著しく均衡を失ふことのないように、これを定めなければならない。

(鉱区税の納税義務者等)
第七十九條 鉱区税は、鉱区及び砂鉱区に対し、その所在の道府県において、その鉱業者及び砂鉱業者がこれを課する。

(鉱区税の賦課率)
第八十條 鉱区税は、左に掲げる賦課率により、これを課さなければならない。

- 一 試掘鉱区 面積千坪ごとに十円

二 採掘鉱区 面積千坪ごとに二十円

三 砂鉱区
河床 延長一町ごとに 十円
河床でないもの 面積千坪ごとに 十円

前項の場合において、千坪未満又は一町未満の端数は、これを千坪又は一町として計算するものとする。

(船舶税)
第八十一條 船舶税は、総トン数二十トン以上の船舶又はその取得に對し、主たる定付け場所所在の道府県において、その所有者又はその取得者に、これを課する。

主たる定付け場所が不明であるときは、定付け場所所在の府縣のうち、船舶港のある道府県に主たる定付け場所があるものとみなす。

(自動車税)
第八十二條 自動車税は、自動車又はその取得に對し主たる定置場所所在の道府県において、その所有者(所有者が國、地方團體その他地方税を課することのできないものであるときはその使用者)又は取得者に、これを課する。

(軌道税)
第八十三條 軌道税は、軌道法(大正十年法律第七十六号)又は地方鉄道法(大正八年法律第五十一号)により敷設した軌道又は地方鉄道に對し、その所在の道府県において、その所有者に、これを課する。

(電話加入権税)
第八十四條 電話加入権税は、電話加入権又はその取得に對し、電話

機所在の道府県において、その電話加入権者又はその取得者に、これを課する。

(電柱税)
第八十五條 電柱税は、電柱に對し、その所在の道府県において、その所有者、これを課する。

(不動産取得税の納税義務者等)
第八十六條 不動産取得税は、不動産の取得に對し、その価格を標準として、不動産所在の道府県において、その取得者に、これを課する。

(不動産取得税の賦課率)
第八十七條 不動産取得税の賦課率は、百分の十をこえることができな

(木材引取税の納税義務者等)
第八十八條 木材引取税は、素材の引取に對し、その価格又は容積を標準として、同一の素材について一回に限り、素材生産地の道府県において、條例で定める引取者に、これを課する。

立木の伐採後條例で定める時までに素材について引取者がなくときは、立木の伐採をもつて素材の引取と、その所有者をもつてその引取者とみなして、前項の規定を適用する。

(木材引取税の賦課率)
第八十九條 木材引取税の賦課率は、價格を價格標準とするときは、百分の四をこえることができな

木材引取税の賦課率は、容積を課税標準とするときは、前項の賦課率による場合における負担と均衡を失ふことのないように、こ

れを定めなければならない。

(漁業権)

第九十條 漁業権は、漁業権（入漁権を除く。）又はその取得に對し、その漁場所在の道府縣において、その漁業権者又はその取得者に、これを課する。

(狩猟者の納税義務者等)

第九十一條 狩猟者は、狩猟の免許を受ける者に対し、その住所所在地の道府縣において、これを課する。

(狩猟者の賦課率)

第九十二條 狩猟者は、左の賦課率により、これを課さなければならない。

- 一 年額一万元以上の所得税を納める者及びその同居の親族 二千四百円
- 二 年額一万円未満の所得税を納める者及びその同居の親族 千二百円

三 前二号に掲げる者以外の者 五百円

(遊興飲食税の納税義務者等)

第九十三條 遊興飲食税は、料理店、貸席、カフェー、バー、喫茶店、旅館その他これらに類する場所における遊興、飲食及び宿泊に對し、料金を標準として、その行為地所在の道府縣において、その行為者にこれを課する。但し、條例の定めるところにより料金を以外のもを課税標準とすることができる。

2 前項の場所以外の場所において、その飲食物が、料理店、仕出屋、旅館等から供給を受けるものであるときは、その飲食は、同項の

場所における飲食とみなし、料理店、仕出屋、旅館等所在の道府縣において、これを課する。

(遊興飲食税の賦課率)

第九十四條 料金を課税標準とする場合における標準賦課率は、左の通りとする。

- 一 藝者の花代（これに類する料金を内閣総理大臣の定めるものを含む。以下同じ。） 百分の七十五
- 二 藝者の花代を伴う遊興、飲食又は宿泊の料金を（藝者の花代を除く。） 百分の四十
- 三 前二号以外の遊興又は料理店、貸席、カフェー、バーその他條例で定める場所における飲食の料金を 百分の二十五
- 四 宿泊及び前三号以外の飲食の料金を 百分の十

第九十五條 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に對し、その浴場所在の道府縣において、その入湯客に、これを課する。

(関係道府縣知事の意見の異なる場合の措置)

第九十六條 課税権の帰屬その他本節の規定の適用につき関係道府縣知事が意見を異にするときは、その申出により、内閣総理大臣がこれを定める。

第二節 市町村税

第一款 道府縣稅附加稅

(道府縣稅附加稅の稅目)
第九十七條 市町村は、道府縣稅附加稅として、左に掲げるものを課するものとする。但し、徵收に要する經費が徵收することのできる

税額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りでない。

- 一 地租附加稅
- 二 家屋稅附加稅
- 三 事業稅附加稅
- 四 特別業務稅附加稅
- 五 鉱產稅附加稅
- 六 入湯稅附加稅
- 七 電氣ガス稅附加稅
- 八 鉱區稅附加稅
- 九 船舶稅附加稅
- 十 自動車稅附加稅
- 十一 軌道稅附加稅
- 十二 電話加入權稅附加稅
- 十三 電柱稅附加稅
- 十四 不動産取得稅附加稅
- 十五 木材引取稅附加稅
- 十六 漁業權稅附加稅
- 十七 狩猟者稅附加稅
- 十八 遊興飲食稅附加稅
- 十九 入湯稅附加稅
- 二十 第四十六條第二項の規定による獨立稅附加稅

(地租附加稅等の納期)

第九十八條 地租附加稅及び家屋稅並びに個人の事業稅附加稅及び特別業務稅附加稅（第六十五條第二項又は同條を適用する第七十二條第二項の規定による事業稅附加稅又は特別業務稅附加稅を除く。）の納期は、各本稅の納期に準じて、條例でこれを定める。

(道府縣稅附加稅の賦課率)

第九十九條 鉱區稅附加稅及び狩猟者稅附加稅の賦課率は、これを本稅の百分の百、入湯稅附加稅の賦課率は、これを本稅の百分の二百としなければならない。

第二款 市町村稅附加稅

2 木材引取稅附加稅の賦課率は本稅の百分の五十を、電氣ガス稅附加稅及び不動産取得稅附加稅の賦課率は本稅の百分の百を、鉱產稅附加稅の賦課率は本稅の百分の百五十をそれぞれ超えることはできない。但し、各本稅の賦課率がその制限率に達しないときは各附加稅の賦課率は、本稅分と附加稅分とを合算して、鉱產稅附加稅に對しては電氣ガス稅附加稅に對しては電氣若しくはガスの料金の百分の十、不動産取得稅附加稅に對しては不動産の價格の百分の二十に、木材引取稅附加稅に對しては木材の價格の百分の六にそれぞれ相當する率に達するまでは、これを引き上げることができ、

第三款 市町村稅附加稅

第九十九條 市町村は、道府縣稅附加稅として、左に掲げるものを課するものとする。但し、徵收に要する經費が徵收することのできる

税額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りでない。

- 一 市町村民稅
- 二 舟稅
- 三 自動車稅
- 四 荷車稅
- 五 金庫稅
- 六 畜稅
- 七 廣告稅
- 八 接客入稅
- 九 使用入稅

(市町村稅附加稅の稅目)

第一百條 市町村は、獨立稅として、左に掲げるものを課するものとする。但し、徵收に要する經費が徵收すべき税額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りでない。

第二款 獨立稅

2 道府縣において、第四十六條第一項に掲げる獨立稅（道府縣民稅を除く。）のうち、課さないものがあるときは、市町村は、その獨立稅として、これを課することができる。

第三款 市町村稅附加稅

第一百條 市町村は、前二項に掲げるものの外、別に稅目を起して、獨立稅を課することができる。

(市町村民稅の納税義務者等)

第一百條 市町村民稅は、左に掲げる者に対し、所得の情況、資金の情況を標準とし、均等制を加味して、これを課する。但し、貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者に対しては、この限りでない。

一 市町村内に二戸を構える個人又は一戸を構えなくても獨立の生計を営む個人
二 市町村内に事務所、事業所又

は家屋敷を有する個人で前号に該當しないもの
三 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

2 前項第三号の法人については、その事務所又は事業所ごとに、市町村民税を課する。

3 第六條の規定は、市町村民税に於いては、これを適用しない。
(市町村民税の賦課期日)

第三百三條 市町村民税の賦課期日は、八月一日とする。

2 第十條の規定は、市町村民税に於いては、これを適用しない。
(市町村民税の納期)

第四百四條 市町村民税の納期は、九月(二期に分けるときは九月及び十二月)中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情のあるときは、この限りでない。

(市町村民税の賦課総額)
第四百五條 市町村民税の標準賦課総額は、五百円に第二百二條に定める納税義務者の数を乗じた額とする。

2 前項の規定の適用については、第二百二條第一項第三号の法人は、その事務所又は事業所ごとに、独立の納税義務者とみなす。

(舟税)
第四百六條 舟税は、総トン数二十トン未満の舟又はその取得に対し、主たる定かい所所在の市町村において、その所有者又は取得者に、これを課する。

2 主たる定かい所が不明であるときは、定かい所所在の市町村のうち船籍港の在る市町村に主たる定かい所があるものとみなす。

(自動車税)
第四百七條 自動車税は、自動車又はその取得に対し、その定置所所在の市町村において、その所有者又は取得者に、これを課する。

(荷車税)
第四百八條 荷車税は、荷車又はその取得に対し、その所在の市町村において、その所有者又は取得者に、これを課する。

(金庫税)
第四百九條 金庫税は、金庫又はその取得に対し、その所在の市町村において、その所有者若しくは使用者又は取得者に、これを課する。

(畜税)
第五百十條 と畜税は、と畜に対し、その殺場所所在の市町村において、その獸畜の所有者に、これを課する。

(廣告税)
第五百十一條 廣告税は、廣告(新聞、雜誌及び書籍による廣告を除く)に対し、その廣告場所在の市町村において、その廣告主に、これを課する。

(接客入税)
第五百十二條 接客入税は、藝者、ダンスその他これらに類する者に対し、その従業地所在の市町村において、これを課する。

(使用人税)
第五百十三條 使用人税は、家事使用人に対し、その従業地所在の市町村において、その使用者に、これを課する。

(第百一四條第二項の規定による市町村独立税に関する適用規定)
第五百十四條 第五十二條から第九十

五條までの規定は、第百一四條第二項の規定による独立税の課税につき、これを準用する。
(関係市町村長の意見の異なる場合の措置)

第百十五條 課税権の帰属とその他本節の規定の適用につき関係市町村長が意見を異にするときは、その申出により、道府県知事(関係市町村が二以上の道府県にわたる場合においては内閣総理大臣)がこれを定める。

第三章 目的税
道府県の都市計画税

第百十六條 道府県は、都市計画法(大正八年法律三十九号)及び特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)の施行に要する費用に充てるため、道府県税独立税の百分の十以内において、都市計画税として道府県税独立税を課することとができる。但し、地租割、家屋税割、事業税割及び特別業務税割については、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋税、事業税又は事業税若しくは特別業務税(第六十九條第一項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定による事業税又は特別業務税)については、その税額を同年度分の第六十三條第一項又は第七十一條第一項の規定による事業税又は特別業務税の賦課率をもつて、除して得たものに第六十七條第一項又は第七十一條第一項に規定する区分に應じて百分の七・五若しくは百分の五又は百分の四若しくは百分の五を乗じて得たものをいう。第百十七條につきまた同じ)の百分の十

以内とする。
2 道府県民税、鉦産税、入場税、電気ガス税、鉦区税、不動産取得税、木材引取税及び狩猟者税に対しては、道府県税独立税を課することができる。

(市町村の都市計画税)
第百十七條 市町村は、都市計画法及び特別都市計画法の施行に要する費用に充てるため、道府県税独立税及び市町村税独立税の百分の三十以内において、都市計画税として、道府県税独立税及び市町村税独立税を課することができる。

但し、地租割、家屋税割、事業税割及び特別業務税割については、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋税、事業税又は特別業務税百分の三十以内とする。

2 道府県民税、鉦産税、入場税、電気ガス税、鉦区税、不動産取得税、木材取引税及び狩猟者税又は市町村民税に対しては、道府県税独立税又は市町村税独立税を課することができる。

3 市町村は、第一項に掲げるものの外、別に税目を起して、都市計画税を課することができる。

(水利地益税)
第百十八條 道府県及び市町村は、水利に関する事業その他土地の利益となるべき事業に要する費用に充てるため、当該事業に因り特に利益を受ける土地に対し、左の水利地益税を課することができる。

2 道府県は、第一項に規定する水利地益税を課することができる。

3 市町村は、第一項に掲げるものの外、別に税目を起して、都市計画税を課することができる。

(水利地益税)
第百十八條 道府県及び市町村は、水利に関する事業その他土地の利益となるべき事業に要する費用に充てるため、当該事業に因り特に利益を受ける土地に対し、左の水利地益税を課することができる。

2 道府県は、第一項に規定する水利地益税を課することができる。

3 市町村は、第一項に掲げるものの外、別に税目を起して、都市計画税を課することができる。

(水利地益税)
第百十八條 道府県及び市町村は、水利に関する事業その他土地の利益となるべき事業に要する費用に充てるため、当該事業に因り特に利益を受ける土地に対し、左の水利地益税を課することができる。

2 道府県は、第一項に規定する水利地益税を課することができる。

3 市町村は、第一項に掲げるものの外、別に税目を起して、都市計画税を課することができる。

(水利地益税)
第百十八條 道府県及び市町村は、水利に関する事業その他土地の利益となるべき事業に要する費用に充てるため、当該事業に因り特に利益を受ける土地に対し、左の水利地益税を課することができる。

2 道府県は、第一項に規定する水利地益税を課することができる。

3 市町村は、第一項に掲げるものの外、別に税目を起して、都市計画税を課することができる。

(水利地益税)
第百十八條 道府県及び市町村は、水利に関する事業その他土地の利益となるべき事業に要する費用に充てるため、当該事業に因り特に利益を受ける土地に対し、左の水利地益税を課することができる。

たつて賦課するときはその總額)は、当該土地の受益の限度をこえることができない。
(共同施設税)
第百十九條 市町村は、共同作業場、共同倉庫、共同集荷場その他これらに類する施設に要する費用に充てるため、第四條及び第六條の規定にかかわらず、当該施設に因り特に利益を受ける者に対し、共同施設税を課することができる。

2 共同施設税の賦課額(数年におたつて賦課するときはその總額)は、当該納税義務者の受益の限度をこえることができない。

第四章 補則
(地方團體の報告義務)
第百二十條 地方團體は、左に掲げる場合においては、当該各号に関する條例(当該條例を改正し又は廃止する條例を含む。)を議決した後、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。当該條例がその施行後、施行の日の属する年度を含み三年度を経過した場合において、なおその効力を有するとき、また、同様とする。

道府県民税、地租、家屋税、事業税若しくは特別業務税又は市町村民税、地租附加税、家屋附加税、事業税附加税若しくは特別業務税附加税の標準賦課総額又は標準賦課率をこえて課税するとき。

二 第四十六條第一項但書、第九十七條但書及び第百一四條第一項但書の規定により地方税を課さないとき。

三 第四十六條第二項、第百一條第三項、第百十七條第三項、第百十九條、第百二十六條第二項、第百二十七條及び第百二十九條第一項の規定により独立税又は目的税を新設又は変更するときは、

四 第六十九條第一項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定により事業税又は特別業務税の課税標準に所得以外のものを用いるときは、

五 第十六條第二項の規定による取扱費の額を定め又は変更するときは、

2 前項の條例で輕易なものについては、命令の定めるところにより、これを内閣総理大臣に代え都道府県知事に報告せしめ、又はその報告を要しないものとすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該條例について國民の租税負担、國の經濟施策等に照し適當でないものがあると認めるときは、報告を受けた日から十日以内に、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定による報告を受けた場合において、前項の規定により内閣総理大臣に報告するかどうかを当該地方團體に通知しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項第三号及び第四号の場合における報告を受けたときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

(地方税審議会の審査)

第百二十一條 内閣総理大臣は、前條第一項又は第三項の規定による報告を受けた場合において、当該條例について國民の租税負担、國の經濟施策等に照し適當でないものがあると認めるときは、報告を受けた日から三十日以内に、地方税審議會に対し、意見を附けて、当該條例の審査を請求することができる。

2 大蔵大臣は、前條第五項の通知を受けた場合において、その條例について異議があるときは、内閣総理大臣に対し、その通知を受けた日から二十日以内に、地方税審議會の審査の請求を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、その請求を受けた日から十日以内に、第一項の審査を請求しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前條第一項又は第三項の報告を受けた場合においては、地方審議会の審査を請求するかどうかを当該地方團體に通知しなければならない。

5 地方税審議會は、第一項の請求を受けたときは、その日から三十日以内に、審査を行い、当該條例の取消又は変更の要否を、その理由を添えて内閣総理大臣に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定により條例の取消又は変更を要する旨の通知を受けたときは、これに基づいて、当該條例を取消し又は変更しなければならない。

7 内閣総理大臣は、前項の処分をしたとき又は地方税審議會から当該條例の取消若しくは変更を要しない旨の通知を受けたときは、それれその旨を当該地方團體に通知しなければならない。

8 前條第一項の條例(同條第二項の規定により報告を要しないもの)とせられるものを除く。は、当該地方團體が同條第四項の規定により内閣総理大臣に報告しない旨の通知を受けるとき、第四項の規定により地方税審議會の審査を請求したい旨の通知を受ける時又は前項の規定により取消若しくは変更を要しない旨の通知を受ける時までは、これを施行することができない。但し、前條第一項又は第二項の規定による報告をなした後八十日を経過したときは、この限りでない。

(地方税審議会の組織等)

第百二十二條 地方税審議會は、内閣総理大臣の所轄とする。

2 審議會は、委員五人をもつてこれを組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の同意を経て、内閣総理大臣が、これを任命する。委員の任命について、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意をもつて、両議院の同意とする。

4 審議會に委員長を置き、委員の互選により、これを選任する。

5 委員の任期は、三年とする。但し、委員の任期中その委員が欠けた場合は、これを再任することができる。

6 審議會は、委員の半数以上の出席がなければ、會議を開くことができない。

7 審議會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 審議會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 この法律に定められるものの外、審議會に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(納税義務者の申告義務等)

第百二十三條 地方税の納税義務者及び特別徴税義務者は、命令又は條例の定めるところにより、地方税の賦課に關し必要な事項を申告し又は報告しなければならない。

(徴税吏員の質問検査権)

第百二十四條 地方税の賦課に關し必要があるときは、当該徴税吏員は、左に掲げる者に質問し、又はその者の事業に關する帳簿書類その他の物件を検査することができると認められる者

一 納税義務者又は納税義務がある者

二 納税義務者

三 納税義務者又は納税義務がある者として認められる者に金銭又は物品の給付をなす義務があると認められる者その他当該地方税の賦課に關し直接關係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明すべき証票を携帯し、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(東京都税及び特別市税)

第百二十五條 東京都の特別区の存する区域及び特別市においては、第二章第一節の規定(道府縣民税に關する規定を除く。)の準用に關しては、賦課率に關する定は、釐産税にあつては二・五倍、木材引取税にあつては一・五倍、その他の税にあつてはそれぞれ二倍に相當する率を定めたとする。

東京府においては、第五十條第一項の「五百円に第四十七條に定め、納税義務者の数を乗じた額」とあるものは「五百円に東京都における第一條第二項の規定により準用する第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額及び五百円に特別区の存する区域における第一條第二項の規定により準用する第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額の合算額」と読み替へるものとする。

3 東京都民税の課税につき第四十七條第二項及び第五十條第二項の規定を準用する場合においては、東京都の各特別区をもつて市とみなす。

第百二十六條 東京都の特別区の存する区域及び特別市においては、第四十六條第一項に掲げるものの外、独立税として、左の東京都税又は特別市税を課することができるとする。

一 舟税

二 自轉車税

三 荷車税

- 四 金庫税
- 五 畜税
- 六 廣告税
- 七 接客人税
- 八 使用人税
- 2 東京都は、その特別区の存する区域において、前項に掲げるものの外、別に税目を起して、独立税を課することができる。
- 3 第六條から第十二條までの規定は、第一項の規定による独立税の課税について、これを準用する。この場合においては、東京都の特別区の存する区域及び特別区とみなす。
- 第百二十七條 東京都は、その特別区の存する区域において、及び特別市は、第百十四條第一項に規定するものの外、別に税目を起して、都市計画税を課することができる。
- 2 東京都は、その特別区の存する区域において、及び特別市は、共同施設税を課することができる。
- 3 第百十九條の規定は、前項の共同施設税について、これを準用する。

- 前條に規定するものの外、別に税目を起して独立税を課することができる。
- 2 前項の独立税の新設及び変更については、東京都の同意を受けなければならない。
- 第百三十條 特別区税については、この法律中の市町村税に関する規定を準用する。
- 2 前項の場合においては、「市町村」、「市町村長」、「市町村徴税吏員」、「又は「市町村條例」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区長」、「特別区所属の都吏員若しくは「特別区吏員」又は「特別区條例」と読み替へるものとする。
- (区に関する特例)
- 第百三十一條 第五十五條第二項、第六十條第二項及び第六十六條の規定の適用については、東京都の特別区並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市のみは、これを市とみなす。
- (島における特例)
- 第百三十二條 島における地方税及びその賦課徴収に關しこの法律により難い事項については、命令で特別の定をなすことができる。
- 第百三十三條 島の地方税及びその賦課徴収に關しこの法律で定めるものを除く外、地方税の賦課徴収について必要な事項は、命令でこれを定める。
- 第五章 罰則
- (賦課徴収の細目)
- 第百三十三條 この法律又は他の法律で定めるものを除く外、地方税の賦課徴収について必要な事項は、命令でこれを定める。
- 第五節 罰則
- (賦課徴収に關する罪)
- 第百三十四條 詐欺その他不正の行為により地方税額の一部又は全部につき地方税を免れた者は、これを三年以下の懲役又はその免れた

- 税金の五倍以下に相当する罰金若しくは、科料に処する。
- 2 特別徴収義務者が徴収すべき地方税を徴収せず、又は徴収した地方税を納入しなかつたときは、これを三年以下の懲役又は徴収しなかつた税金若しくは納入しなかつた税金の五倍以下に相当する罰金若しくは科料に処する。
- 3 前二項の罪を犯した者には情状に因り懲役及び罰金を併科することができる。
- 4 第一項又は第二項の場合においては、地方團體は、直ちにその免れた税金又は徴収しなかつた税金若しくは納入しなかつた税金を徴収することができる。
- (申告義務者等に関する罪)
- 第百三十五條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第百二十三條の規定により申告し又は報告すべき事項について虚偽の申告若しくは報告をした者又は申告若しくは報告を怠つた特別徴収義務者
- 二 第百二十四條の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は意避した者
- 三 前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを提示した者
- 四 第百二十四條の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をなさない者
- 五 前号の質問に対し虚偽の答弁をした者
- (秘密漏えいの罪)
- 第百三十六條 地方税に關する調査

- に關する事務に従事している者又は従事している者がその事務に關して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。
- (再罰規定)
- 第百三十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第百三十四條又は第百三十五條の違反行為をなしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金を科する。
- (刑法總則の適用除外)
- 第百三十八條 第百三十四條の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りでない。
- 附則
- 第百三十九條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、入場税及び入場税附加税に關する部分並びに第百四十九條及び第百五十條の規定は、同年八月一日から、これを施行する。
- 第百四十條 この法律は、昭和二十三年度分の地方税(法人に対する事業税については、昭和二十三年四月一日以後に終了する事業年度分又は同日以後における合併若しくは解散に因る分)から、これを

- 適用する。
- 2 昭和二十二年分以前の地方税に關しては、なお、従前の例による。
- 第百四十一條 この法律施行前に營業税について昭和二十三年度分としてなした手続その他の行為は、これをこの法律の規定により事業税についてなした手続その他の行為とみなす。
- 第百四十二條 改正前の地方税法(昭和十五年法律第六十号)第四十四條第三項、第六十二條第四項、第七十六條第四項、第七十九條第二項(同法第八十五條の九において準用する場合を含む。)、第八十五條の五第三項、第八十五條の八第二項又は第八十五條の十一第二項の規定により新設又は変更した独立税又は目的でこの法律施行の際現に存するものは、内閣總理大臣の指定する税目を除き、この法律による手続を経て新設又は変更した独立税とみなす。
- 2 改正前の地方税法第四十八條の四又は第五十八條の規定により許可を受けた賦課率でこの法律施行の際現に効力を有するものは、この法律による手続を経て定めた賦課率とみなす。
- 3 前項の規定の適用については、營業税は、これを事業税(特別法人の行う事業及び個人の行う第二種事業に對するものを除く。)とみなす。
- 第百四十三條 土地及び家屋について一般に賣買價格の改定されるまでは、第五十五條第一項中「百分の十二」とあるのは「百分の百」と

時利得税ノ適用ニシテ、臨時利得税法及地方税法(昭和二十三年法律第百一十一号)ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル同法ノ適用」に改める。
船舶公團法(昭和二十二年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。
石油配給公團法(昭和二十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。
配炭公團法(昭和二十二年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。
産業復興公團法(昭和二十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。
貿易公團法(昭和二十二年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項を削る。
價格調整公團法(昭和二十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。
酒類配給公團法(昭和二十二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。
食料品配給公團法(昭和二十二年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。
飼料配給公團法(昭和二十二年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。
油糧配給公團法(昭和二十二年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。
肥料配給公團令(昭和二十二年勅令第七十一号)の一部を次のように改正する。

地方配付税法案
地方配付税法目次

第一章 總則
第二章 道府縣配付税
第三章 市町村配付税
第一節 通則
第二節 大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税

第三節 特別配付税
第四章 補則
附則
地方配付税法

第一章 總則
(配付を受ける團體)

第一條 地方配付税(以下配付税といふ)は、都道府縣、特別市及び市町村に対してこれを配付する。

(配付税)
第二條 所得税及び法人税の徴収額の百分の三十三・一四をもつて、配付税とする。

(毎年度分の配付税の額)
第三條 毎年度分として配付すべき配付税の額は、前前年度において徴収した所得税及び法人税の百分の三十三・一四に相当する額とする。

2 前項の規定により配付すべき配付税の額が前前年度における配付税の百分の九十を超過したときは、その超過額は、これを当該年度において配付すべき額から減額する。

3 第一項の規定により配付すべき配付税の額が前年度における配付税の百分の九十に不足するときは、その不足額は、これを当該年度において配付すべき額に増額する。

(配付税の額の増額)
第四條 地方財政の状況上必要があるときは、前條の規定により配付すべき配付税の額に、左の各号の一に定める額を増額することができ、

一 前條第二項の場合において、前年度における配付税の百分の九十を超過する額の全部又は一部

二 前條第三項の場合において、前年度における配付税に不足する額の全部又は一部

三 前條第一項の額が前年度における配付税に不足し、且つ、その百分の九十を超過する場合において、その不足額の全部又は一部

四 当該年度における配付税の收入見込額が前條第一項の額を超過する場合において、その超過額の全部又は一部

(配付税の額の減額)
第五條 地方財政の状況上必要があるときは、第三條の規定により、配付すべき配付税の額から、左の各号の一に定める額を減額するこ

とができる。

一 第三條第二項の場合において、前年度における配付税を超過する額の全部又は一部

二 第三條第三項の場合において、前年度における配付税の百分の九十に不足する額の全部又は一部

三 第三條第一項の額が前年度における配付税を超過し、且つ、その百分の九十に不足する場合において、その超過額の全部又は一部

四 当該年度における配付税の收入見込額が第三條第一項の額に不足する場合においては、その不足額の全部又は一部

第六條 地方配付税配付金特別会計法(昭和十五年法律第六十七号)第四條の規定による借入金金の元利償還上必要があるときは、当該年度における配付税の配付額から、その所要額を減額することができる。

(道府縣及び市町村に対する配付率)
第七條 配付税は、左の区分により、道府縣及び市町村に対してこれを配付する。

一 道府縣配付税、配付税總額の百分の五十

二 市町村配付税、配付税總額の百分の五十

(配付額の算定期日)
第八條 配付税の配付額は、前年度初日の現在により、各道府縣及び市町村について、これを算定する。

2 前項の期日後において、道府縣又は市町村の廢置分合又は境界変更

があつた場合においては、当該道府縣又は市町村に対する配付税の配付額は、命令の定めるところにより、これを變更することができる。

(配付税の交付時期)
第九條 配付税は、毎年度四回に分けて、これを交付する。

第二章 道府縣配付税
(配付税の種類)
第十條 道府縣配付税は、これを第一種配付税から第五種配付税までの五種に分け、第一種配付税及び第二種配付税は道府縣の課税力を標準とし、第三種配付税及び第四種配付税は道府縣の財政需要を標準とし、第五種配付税は人口の増加の著しいことその他特別の事情のある道府縣に対し、その事情を考慮してこれを配付する。

(配付率)
第十一條 第一種配付税から第五種配付税までの配付率は、それぞれ道府縣配付税總額の百分の四十、百分の五、百分の四十、百分の十及び百分の五とする。

(第一種配付税)
第十二條 第一種配付税は、第一單位税額が道府縣第一標準單位税額に不足する道府縣に対し、その不足額に当該道府縣の人口を乗じた額にあん分してこれを配付する。

2 前項の第一單位税額は、当該道府縣の標準課税率で算定した地租額、家屋税額及び事業税額並びに鉱産税額及び入場税額の合算額から災害土木費負債額及び戦災復旧費負債額に命令で定める率を乗じた額を控除した残額、(以下道府縣第一基本税額といふ。)を当該

が

が

が

が

が

道府縣の人口で除した額とする。
3 第一項の道府縣第一標準單位稅額は、全道府縣の道府縣第一基本稅額に道府縣配付稅總額の百分の九十を加えた額を、全道府縣の人口で除した額とする。

(第一種配付額)
第十三條 第二種配付額は、第二單位稅額が道府縣第二標準單位稅額に不足する道府縣に対し、その不足額に当該道府縣の人口を乗じた額にあん分してこれを配付する。
2 前項の第二單位稅額は、当該道府縣の普通稅總額から、地租額、家屋稅額、事業稅額、鉱產稅額、道府縣民稅額及び入場稅額の合算額を控除した殘額(以下道府縣第二基本稅額という。)を、当該道府縣の人口で除した額とする。

3 第一項の道府縣第二標準單位稅額は、全道府縣の道府縣第二基本稅額に道府縣配付稅總額の百分の十を加えた額を、全道府縣の人口で除した額とする。
(第三種配付額)
第十四條 第三種配付額は、当該道府縣の割増人口にあん分して、これを配付する。
2 前項の割増人口は、当該道府縣の大都市の部の人口を二倍したもの、都市の部の人口を一・五倍したもの及び町村の部の人口の合算額に百五十万を加えたものとする。但し、北海道の人口についてはその人口を一・三倍以上のもの、東北地方及び北陸地方の人口についてはその人口を一・二倍以上のものに基いてそれぞれ割増人口を計算する。

(第四種配付額)
第十五條 第四種配付額は、当該道府縣における義務教育に係る字級の數にあん分して、これを配付する。
(配付額の制限)
第十六條 第十二條から前條までの規定による道府縣配付稅の額を当該道府縣の人口で除した額及び当該道府縣の第三單位稅額の合算額が、道府縣第三標準單位稅額の一・三倍を超過する道府縣については、その超過額に当該道府縣の人口を乗じた額を、配付稅配付額から減額する。

2 前項の第三單位稅額は、第十二條第一項の第一單位稅額及び第十三條第一項の第二單位稅額の合算額とする。
3 第一項の道府縣第三標準單位稅額は、第十二條第一項の道府縣第一標準單位稅額及び第十三條第一項の道府縣第二標準單位稅額の合算額とする。
4 第一項の規定により減額した額は、これを第五種配付額に加える。

第三章 市町村配付稅
第一節 通則
(市町村配付稅の種類)
第十七條 市町村配付稅は、これを大都市配付稅、都市配付稅、甲町村配付稅、乙町村配付稅及び特別配付稅とする。
2 大都市配付稅は大都市に、都市配付稅は都市に、甲町村配付稅は甲町村に、乙町村配付稅は乙町村に、特別配付稅は市町村に対して、これを配付する。

3 大都市とは、人口五十万以上の市を、都市とは人口五十万未満の市を、甲町村とは自治體警察を設置する町村を、乙町村とは自治體警察を設置しない町村をいう。
(市町村配付稅の種類別總額)
第十八條 大都市配付稅、都市配付稅、甲町村配付稅及び乙町村配付稅の各總額は、左の各号の額の合算額とする。
一 市町村配付稅總額の百分の四十を、市町村第一標準單位稅額から、大都市、都市、甲町村又は乙町村の各群(以下各群という。)の第一平均單位稅額をそれぞれ控除した殘額に、各群の總人口と三百に各群の警察吏員の總數を乗じた額との合算額を乗じた額にあん分した額。
二 市町村配付稅總額の百分の五を、市町村第二標準單位稅額から、各群の第二平均單位稅額をそれぞれ控除した殘額に、各群の總人口と三百に警察吏員の總數を乗じた額との合算額を乗じた額にあん分した額。

三 市町村配付稅總額の百分の四十を、大都市の總人口を二倍したもの、都市の總人口を一・五倍したもの、甲町村の總人口及び乙町村の總人口(北海道についてはその人口を一・三倍以上のもの、東北地方及び北陸地方についてはその人口を一・二倍以上のものによる。)と三百に各群の警察吏員の總數を乗じた額との合算額にあん分した額。
四 市町村配付稅總額の百分の十を、各群の義務教育に係る生徒

兒童の總數と五十に義務教育に係る字級の數を乗じた額との合算額にあん分した額。
2 前項第一号の各群の第一平均單位稅額は、各市町村の標準賦課率で算定した地租附加額、家屋稅附加額及び事業稅附加額並びに礦產稅附加額及び入場稅附加額の合算額から、戦災後復旧費負債額に命令で定める率を乗じた額を控除した殘額(以下市町村第一基本稅額という。)を各群ごとに合算した額を、それぞれ各群の總人口と三百に各群の警察吏員の總數を乗じた額との合算額で除した額とする。
3 第一項第一号の市町村第一標準單位稅額は、市町村第一基本稅額に市町村配付稅總額の百分の九十を加えた額を、全市町村の人口と三百に全市町村の警察吏員の總數を乗じた額との合算額で除した額とする。

4 第一項第二号の各群の第二平均單位稅額は、各市町村の普通稅總額から、地租附加稅額、家屋稅附加稅額、事業稅附加稅額、入場稅附加稅額及び市町村民稅額の合算額を控除した殘額(以下市町村第二基本稅額という。)を各群ごとに合算した額を、それぞれ各群の總人口と三百に各群の警察吏員の總數を乗じた額との合算額で除した額とする。
5 第一節第二号の市町村第二標準單位稅額は、全市町村の市町村第二基本稅額に市町村配付稅總額の百分の十を加えた額を、全市町村の人口と三百に全市町村の警察吏

員の總數を乗じた額との合算額で除した額とする。
第十九條 特別配付稅の總額が、市町村配付稅の總額が、市町村配付稅總額の百分の五とする。
(市町村配付稅の種類別總額の制限)
第二十條 第十八條の規定による各群の配付稅の總額をそれぞれ各群の總人口と三百に各群の警察吏員の總數を乗じた額との合算額で除した額及び各群の第三平均單位稅額の合算額が、市町村第三標準單位稅額の一・五倍を超過するものについては、その超過額に当該群の總人口と三百に当該群の警察吏員の總數を乗じた額との合算額を乗じた額を当該群の配付稅の各總額から減額する。

2 前項の各群の第三平均單位稅額は、それぞれ第十八條第一項第一号の第一平均單位稅額及び同項第二号の第二平均單位稅額の合算額とする。
3 第一項の市町村第三標準單位稅額は、第十八條第一項第一号の市町村第一標準單位稅額及び同項第二号の市町村第二標準單位稅額の合算額とする。
4 第一項の規定により減額した額は、これを特別配付稅の額に加える。

第二節 大都市配付稅、都市配付稅、甲町村配付稅及び乙町村配付稅
(配付額の種類)
第二十一條 大都市配付稅、都市配付稅、甲町村配付稅及び乙町村配付稅は、それぞれ第一種配付額か

第二十二條 大都市配付稅、都市配付稅、甲町村配付稅及び乙町村配付稅は、それぞれ第一種配付額か

第二十三條 大都市配付稅、都市配付稅、甲町村配付稅及び乙町村配付稅は、それぞれ第一種配付額か

ら第四種配付額までの四種に分け、第一種配付額及び第二種配付額は、各市町村の課税力を標準とし、第三種配付額及び第四種配付額は各市町村の財政需要を標準として、これを配付する。
(配付額の率)

第二十二條 第一種配付額から第四種配付額までの配付率は、それぞれ大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額の百分の四十五、百分の五、百分の四十及び百分の十とする。
(第一種配付額)

第二十三條 第一種配付額は、第一種配付税額が各群の第一標準單位税額に不足する市町村に対し、その不足額に当該市町村の人口を乗じた額にあん分して、これを配付する。

2 前項の第一種配付税額は当該市町村の市町村第一基本税額を、当該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額で除した額とする。

3 第一項の各群の第一標準單位税額は、各群の市町村の第一基本税額の総額に大都市配付税、都市配付税、市町村配付税及び乙町村配付税の各総額の百分の九十を加えた額をそれぞれ各群に属する市町村の人口と三百にそれぞれ警察吏員の数を乗じた額との合算額で除した額とする。
(第二種配付税)

第二十四條 第二種配付額は、第二種單位税額が各群の第二標準單位税額に不足する市町村に対し、その不足額に当該市町村の人口を乗じ

た額にあん分してこれを配付する。

2 前項の第二種單位税額は、当該市町村の市町村第二基本税額を当該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額で除した額とする。

3 第一項の各群の第二標準單位税額は各群の市町村第二基本税額の総額に、各群の配付税総額の百分の十を加えた額を、各群に属する市町村の人口と三百に各群の警察吏員の総数を乗じた額との合算額で除した額とする。
(第三種配付額)

第二十五條 第三種配付額は、当該市町村の割増人口にあん分して、これを配付する。

4 前項の割増人口は、人口(北海道についてはその人口を一・三倍したものを、東北地方及び北陸地方についてはその人口を一・二倍したものに由来するものとする。)に、それぞれ大都市にあつては百万、都市にあつては五万九千、甲町村にあつては八千七百、乙町村にあつては三千と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額を加えたものとする。
(第四種配付額)

第二十六條 第四種配付額は当該市町村の義務教育に係る生徒児童の数と五千に義務教育に係る学級の数を乗じた額との合算額にあん分して、これを配付する。
(配付額の制限)

第二十七條 前四條の規定による大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税又は乙町村配付税の額を当

該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額で除した額と当該市町村の第三種單位税額との合算額が各群の第三標準單位税額の大都市又は都市においてはその一・三倍、甲町村又は乙町村においてはその一・五倍を超過するものについては、その超過額に当該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額を乗じた額を、配付税の配付額から減額する。

2 前項の第三種單位税額は、第二十二條第一項の第一種單位税額及び第二十四條第一項の第二種單位税額の合算額とする。

3 第一項の各群の第三標準單位税額は、それぞれ第二十三條第一項の各群の第一標準單位税額及び第二十四條第一項の各群の第二標準單位税額の合算額とする。

4 第一項の規定により減額した額は、これを特別配付税の額に加える。

第三節 特別配付税

第二十八條 特別配付税は、人口の増加の著しいことその他特別の事情がある市町村に対し、その事情を考慮して、これを配付する。
第四章 補則

(東京都及び特別市)
第二十九條 東京都は、道府縣配付税の配付に關しては、その全区域に關しては、これを道府縣とみなし、市町村配付税の配付に關しては、その特別区の存する区域については、これを市とみなす。

2 特別市は、道府縣配付税の配付

に關しては、これを道府縣とみなし、市町村配付税の配付に關しては、これを市とみなす。
(全部事務組合及び伊豆七島)
第三十條 この法律の適用については、全部事務組合は、これを一町村とみなす。

2 伊豆七島に關しては、命令で別段の定をなすことができる。
(配付の基礎に用いる人口、税額等)
第三十一條 第十二條から第十四條まで、第十六條第一項、第十七條第三項、第十八條、第二十條第一項、第二十三條、第二十四條、第二十五條第二項及び第二十七條第一項の人口、第十二條第二項及び第十三條第二項の地租額、家屋税額、事業税額、飲産税額、入場税額、第十八條第二項及び第四項の地租附加税額、家屋附加税額、事業附加税額、飲産附加税額、入場附加税額、第十三條第三項及び第十八條第四項の普通税額、第十三條第二項の道府縣民税額、第十八條第四項の市町村民税額、第十二條第三項及び第十三條第三項の道府縣配付税額、第十八條第一項第三項及び第五項の市町村配付税額、第二十二條、第二十三條第三項及び第二十四條第三項の大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額、第十四條第二項、第十八條第一項第三号及び第二十五條第二項の東北地方及び北陸地方、第十五條第十八條第一項第四号及び第二十六條の義務教育に係る学級の数、第十八條第一項第四

号及び第二十六條の義務教育に係る生徒児童の数、第十八條、第二十條第一項、第二十三條第二項及び第三項、第二十四條第二項及び第二十七條第一項の警察吏員の数、第十二條第二項の災害土木費負擔額並びに第十二條第二項及び第十八條第二項の震災復旧費額は命令の定めるところによる。

(配付に用いる数の算定の錯誤)
第三十二條 配付税の配付の基礎に用いる人口、税額等について錯誤があつた場合においては、命令の定めるところにより、後年度に於いて、配付税の配付の基礎に用いる人口、税額等について加算又は控除を行い、配付額を算定する。

(配付額の不交付又は返還)

第三十三條 都道府縣、特別市又は市町村が、配付税の配付の基礎に用いる人口、税額等につき、不實の報告をなすことによつて不当に配付額の交付を受け又は受けようとしたと認められる場合において当該都道府縣、特別市又は市町村が故意又は重大な過失によらないものであることの充分な証明をなすことができないときは、その都道府縣、特別市又は市町村に対し、配付額の全部若しくは一部を交付せず又は既に交付した配付額の全部若しくは一部の返還を命ずることが出来る。
(細目の命令委任)
第三十四條 この法律に定めるものの外、配付税の配付に關し必要な細目は、命令でこれを定める。

期り、地方財政自主化の徹底をはかること、第二に、現在の経済情勢に即應する地方財政制度を確立することの二つを目標といたしまして、地方財政制度全般にわたる改革案を立案いたしましたものであります。しかしながら國庫財政との関係もあつて、今ただちに地方財政制度改革案を全面的に実施することはできませんので、一應さしあたりの地方財政の窮乏に対処するものとして、地方税法及び地方分與税法を全文改正することにいたしました。これが本法案を提出することにした理由であります。

最初に地方税法を改正する法律案の大要を御説明申し上げます。

本法案提出の理由が右に述べました点にありますので、従いまして本法案は、さしあつての地方財政に必要な財源が得られるようにするため、地方税制の改正を主とし、なお地方財政自主化を一步進めるために、監督廳の許可の全廢に関する事項及び徴收の確保を期するため、罰則等の強化に関する事項をその内容といたしております。所要の財源を得る途は三つあります。第一は新しい税目を創設することであり、第二は現行税目に賦課率の引上げ等の変更を加えることであり、第三は國税を地方に委譲することであり、第四は由來地方税はいわゆる直接税主義をとつており、従つてインフレの進行に伴つて増收し得る税種にきわめて乏しいのでありまして、この三つの場合を通じ、この欠陥を補正しようとするものであります。

第一の新税目として創設いたしましたのは、次に申し上げるようなものがあります。

一、事業税、現行営業税は、営利法人の営む營業及び個人の営む物品販賣業以下二十數種の營業に対して課しておるのであります。この際農業、畜産業、水産業等の原始産業及び農林組合の特別法人に対しても、その所得を標準として課税し、地方團體の財源の一といたしました。以上新たに事業税を創設することにしたのであります。しこうして營業税はこれを廢止して、營業税の対象となる營業も事業税の対象とした点が特徴であります。しかしながらその賦課率は營業税の対象であつた營業と、新たに事業税によつて課税の対象となつたものとの差等をつけるのを相当と考へまして、前者は本税附加税を合わせて百分の十五であるのに対し、後者は百分の十としたのであります。この營業税の範圍擴張による増收額は、次に申し上げる主要食糧の分を除いて約三十九億八千万円あります。なお農業に対する事業税については、当分の間その事業から生ずる所得のうち、主要食糧に關する部分は、これをその課税標準に算入しないことにいたしました。主要食糧の増産は、現下のインフレを克服し、經濟を再建する基礎をなすものであります。この際その増産意欲を阻害するような措置はこれを避くべきであること、また現在自作農創設特別措置法による農地改革が今なお進行途上にありますので、この際これの成功に障害となるような措置はとるべきでないこと等の事情を考慮した結果であります。

二、特別業務税、農業初め原始産業に課税することにしますと、それと均衡上医師、弁護士等のいわゆる自由業に対しても、その所得に対して新たに課税することが適當であると考へまして、これらのものに対する特別業務税を新設したのであります。賦課率は弁護士、公証人、司法書士等に対するものは、原始産業に対する事業税と同様、本税附加税を合わせて百分の十としたが、医師、歯科医師、助産婦等に対するものについては、これらの業務について法律上應招義務が規定されている等の業務の特殊性に鑑み、百分の八といたしました。この特別業務税の新設による収入は、約九億と見られております。

三、釐産税、釐産税は昭和十四年當時まで國税として存したのであります。が、釐産地帯の財政状況等にも鑑み、この際地方税として復活することにいたしました。釐物の採掘または砂礫の採取の事業に対し、釐物または砂礫の價格を標準として課するものとし、賦課率は本税附加税を合わせて、價格の百分の一といたしました。しこうして釐物の採掘または砂礫の採取の事業に対しては、事業税は課せられないことにしたのであります。この点が特徴であります。釐産税の新設による増收は八億九千万円あります。

四、電氣ガス税、電氣ガス税は戦時中から昭和二十一年まで國税として存しておつたのであります。その廢止後は多くの府縣において法定外独立税として徴收してまいつたものであります。この税を法定いたしましたので、廣く一般消費者に課することとするのは相當無理な大衆課税であるとの論もあるようであり、地方財政の窮乏打開の一策としてやむを得ないものと考へております。賦課率は本税附加税

を合わせて百分の十といたしてありますが、要保護者等に対しては、地方團體において適宜減免の措置をとることと望ましいことと考へております。なお重要産業が直接生産のため使用する電氣に対しては、その製品の價格構成中に五割以上の電氣料金を占むるものにつきましては非課税とするように措置いたしますから、その生産を阻害することはないと考へております。電氣ガス税新設による収入は約二十六億円に達する見込みであります。

五、木材引取税、使用人税、余裕住宅税、以上申し上げましたほか、素材の引取者に課する木材引取税、家事使用人を使用する者に課する使用人税を新設し、なお当分の間、余裕住宅の使用人または空住宅の所有者に余裕住宅税を課し得ることとしたし、あらゆる方面において財源を求めるとともに、住宅難緩和の一助ともすることとしたのであります。

次に財源を得る第三の方法として、現行税目について次のようにその賦課率を引き上げる等、所要の変更を加えたのであります。地租の標準賦課率は、現在宅地については本税附加税を合わせて百分の二十四、宅地以外の土地については百分の七十二であります。地租については百分の二百、家屋税の標準賦課率は、現行百分の四十二であり、これを、百分の二百五十に引き上げて、相當の増收をはかることにしたのであります。地代及び家賃が現在他物價に比し、著しく低位にすえおかれておりますので、これを改定するとともに、この程度の増税を行うことは、またやむを得ないと考へたのであります。因みに、地租、家屋税の課率の引

上げによる増收は約五十億になる見込みであります。住民税は、現行地方税中におきまして唯一の人の税でありまして、その本来の特色は、これによつて多額の収入を得ようとするのではなく、廣く住民が負担を分担し、これを通じて地方自治に對する住民の関心を深くし、積極的に地方自治に參與しようとする氣風を醸成して、しこうとする点にあるのであります。が、一面ある程度の弾力性をもち得る性質を具備してありますので、昨年来しばしばその平均賦課額の制限額を引き上げて、相次ぐ人件費物件費の高騰に對應する財源の一部に充ててまいつたのであります。今回さらに一步を進めて納税義務者一人當り平均賦課額制限の制度を廢止して、新たに標準賦課額の制度を設けることとし、標準賦課額を道府縣民税と市町村税とを合わせて千円とすることにいたしました。現行制限額四百円に対して二倍半の増税でありまして、これによる増收は約九十四億と見込まれるのであります。すでに本税として徴收し得る限度ではないかと考へております。しかし納税者の便宜を考慮して適宜納期を二期をわけることとしたのであります。

釐産税の賦課率は、他の税に比し低位にありますので、五倍に引き上げることとしたし、また不動産流通の租税力に替目し、かたゞインフレの抑制をはかるため、不動産取得税の制限賦課率を、本税附加税を合わせて價格の百分の二十に引き上げて法定することにいたしました。

自轉車、荷車及び金庫の取得に對し、自轉車税、荷車税及び金庫

税を課し得ることとし、また遊興税を遊興飲食税に改め、喫茶店における飲食、仕出屋等から供給を受ける飲食に對しても課し得ることとした。なお、府縣稅の藝妓稅を廢止し、藝者、ダンサー等に市町村稅として接客人稅を課することにいたしました。

以上申し上げましたように、今回の改正においては、地方財政として残されている稅源について多數の新しい稅目を起し、また、現行稅目に変更を加えてこれを捕提することにしたのであります。この措置のみをもちては、急増した地方團體の財政需要を充足いたしますには、なお多額の欠除を生ずるのであります。ここに第三の方法といたしまして、國稅の地方委讓が考えられるのであります。現下の經濟事情におきましては、國庫財政もまた相當窮乏な状態にあるのであります。警察、消防、教育等各方面におきまして相當大なる事務が國から地方に委讓になりました。現狀におきましては、稅源もまたこれに對應して地方に委讓することが適當の措置であると考へるのであります。かくて今回の改正におきまして、國稅入場稅と狩獵免許稅の地方委讓を受けることといたしました。入場稅は、元來地方稅として差違したものであります。昭和十五年以來國稅として徵收し、その一部を配付稅として地方團體に交付する形式をとつて現在に及んでいたのであります。このような治率からいたしまして、また地方團體の施設との関連から見ましても、殊に今般設置せられし自治體警察に要する經費に見合ふ財源としては適當な稅と考へられますので、これを道府縣稅とし、市町村にお

いてその附加稅を課することといたしたのであります。賦課率は、國稅當時と同じく、料金の百分の百五十とし、この稅の性質からしまして全國一律といたすように規定いたしました。なお道府縣分と市町村分との割合は、この稅の委讓の趣旨の一つが自治體警察の財源に充てるという点にあるのに鑑みまして、道府縣分一、市町村分二の割合といたしたのであります。因みに入場稅の委讓による地方稅の増收は、約百九億となる見込みであります。

狩獵免許稅は、狩獵法に基いて國稅として徵收いたしてあるのであります。また地方團體におきましては、現在この狩獵免許稅の半額以内の狩獵者稅を賦課いたしてあるのであります。が、いわばこれは附加稅と同様のものなのであります。一方狩獵免許に關する事務は、現在都道府縣において実施しているものであります。この際地方財源充足の一つの措置といたしまして、これを道府縣に讓り受けて狩獵者稅と併合し、市町村において附加稅を課することといたしたのであります。次に監督廳の許可の權限の全廢に關して申し上げます。現行法におきましては、標準率超過課稅、法定外獨立稅の新設、變更、あるいは營業稅における外形標準の採用等の場合におきましては、内閣總理大臣及び大藏大臣または都道府縣知事の許可を要することとなつておりますが、地方團體における財政自主權を確立する方向から見まして、この際許可制度を全廢することと適當と考へたのであります。その結果、たとえば住民稅、地租、家屋稅及び事業稅については、單に標準賦課總額または標準賦課率を法定するに止

め、また法定外獨立稅は地方團體において、自由に課し得ることとしたのであります。しかしながら、一面地方團體が財政運営の方針を誤り、その財政の健全性を失ひ、國または住民に迷惑をかけるようになりますと、かえつて自治の基礎を破壞することになりますと、財政自主權を尊重しつゝ、しかもかかる弊害に陥らぬようにいたすため、地方稅審議會による審査の制度を設けたのであります。

すなわち地方團體が標準率超過課稅、法定外獨立稅の新設、變更、外形標準による事業稅の賦課等しようとするときは、これに關する條例の議決後、ただちに内閣總理大臣に報告せしめ、かつ、内閣總理大臣は國民の租稅負擔、國の經濟政策等に照らし適當でないものと認めるときは、地方稅審議會の審査を請求し得ることとし、地方稅審議會の審査の結果當該條例の取消しまたは變更を可とするに決定したときは、内閣總理大臣は、これに基いて取消しまたは變更の処分をしなければならぬこととしたのであります。しかして、この制度は從來の中央集權的な許可の制度とはその精神を異にするものであります。第一に審査に付せられる事項はできるだけ少くするようにして、地方團體の自主的な活躍を萎縮せしめないようにし、第二に、審議會の委員は、財政主管官廳及び自治團體の關係者でない學識経験者のうちからこれを選任することとして、その審査の公正を保持し、第三に、審議會は内閣總理大臣の所轄に屬するのであります。内閣總理大臣は審議會の審査に拘束せられることとしまして、官權の專斷を廢して、民主

的運営を期することといたしたのであります。

最後に罰則等の強化について申し上げます。地方稅の賦課徵收に關しては、從來過料を課し得るのみであつて、刑罰による制裁はなかつたのであります。が、昨年及び今回の改正によりまして、新稅の創設、國稅の委讓による稅額からいたしまして、地方稅の内容が國稅に匹敵するものとなつたのであります。これが徵收を確保するため、國と同様の體刑または罰金を課し得ることとしたのであります。なお徵收確保の見地から、延滞金の限度も稅額百円につき一円二十銭に引き上げることに改正いたしました。ことを付け加えておきます。以上が地方稅法案の主要の説明であります。次に地方配付稅法案の主要を御説明申し上げます。

現行地方分與稅法を廢止して、新たに地方配付稅法を制定する手續をとつたのであります。地方財政自主化の見地から考へて、分與という言葉は適當ではありません。これに代えて配付という言葉を用いることとしたほか、現行法の内容に若干の改正を加えただけで、その根本精神には別段の變更を加えたわけではありません。

改正の要点を御説明申し上げます。第一は配付稅制全体に關する問題であります。その一は入場稅を地方獨立稅とし、地方配付稅の財源から除外したこととあります。その二は配付稅の繰入割合を増率したこととあります。地方稅所要額は年間一千七百七十億円であります。國稅の委讓を受けた地方獨立稅を創設したり、現行地

方稅の増稅を行つたりいたしましたので、なお四百十五億円の不足を生じます。これを所得稅及び法人稅から地方配付稅配付金特別會計の方へ繰入れる割合を増率に求めることといたしました。昭和二十三年度におきましては、八月から入場稅の委讓を受けますので、経過の規定を設けております。その三は、配付稅の道府縣分と市町村分との割合を變更し、市町村分を増率したこととあります。地方稅所要額中獨立稅または附加稅の收入を充ててなお不足する額は、配付稅をもつて充てることといたします。その配付稅の所要額は道府縣分二百九億圓、市町村分二百六億圓となりますので、その配付稅の道府縣分と市町村分との割合は、それら百分の五十とつたこととあります。現行は道府縣百分の六十七、市町村百分の三十三でありますので、市町村分は相當今回増率したこととなり

ます。もつとも本年度は年度中途から制度の改正が行われますので、若干の數に變化があらはれて、この割合は道府縣分百分の五十三、市町村分百分の四十七となつております。その四は、戰災による稅の減收額を標準とする戰災の地方團體に對する分與稅の特別分與の制度を廢止したこととあります。戰災後の地方團體についていつまでも一律に戰災前の狀況を基礎として、その稅の減收額を補填していくという考へ方は適當ではありません。この制度を廢止したわけでありまして、しかし別に戰災地地方團體に對する財政援助の方法として、戰災復興費負擔額に一定率を乗じた額を、當該團體の課稅力の算定にあつて用いる稅額から控除することと

ております。

○松野委員 確かに議決機関ではございませぬが、しかし地方財政委員会というものは、発足当時の趣旨から申しても、相当大幅な企圖立案に参加し、またそれを議決するときは、委員会の補佐によつて初めて内閣総理大臣が議決すべしという一文があるということ、法文の精神から言ひましても、当然議決機関にあらざるも、相当以上の権限を持つべきものだといふ委員会の趣旨であるにもかかわらず、ただいまの御説明ですと、はなはだ残念ですけれども、委員会の趣旨をくみ入れておられぬ。政府提案の原案は委員会を無視した、財政法あるいは地方税法の趣旨であるとして解釈されないのであります。殊に三人の委員自身が天下に公表されたごとく、ほとんど地方自治の意見と相容れないために、かくも三人の委員が辞任されたに、委員会の運営さえもできないという窮地に陥つた点、政府においても十分反省すべき点があると思存するのであります。殊に財政委員長であられ、國務大臣であられる野溝氏は、この提案の理由においては、民主的あるいは自主的ということを多々うたわれておりますけれども、提案の勢頭においてかのごとき暴圧的な、一方的な政府の財政法案が提出されるということは、私たち委員としても、また地方民としても遺憾なことであらうと思ひます。

○野溝國務大臣 お話のあるまでもなく、私も財政委員長でありますし、同時に國務大臣であります。しかし國務大臣として私は就任をし、総理大臣の命によつて委員長を承つたわけであり、なお先ほど御説明申し上げました通り、この財政委員会というものは、総理の命を受けては就任したのでございまして、自然ウエートの点では國務大臣というものが主軸にならなければならぬと思ひます。

○松野委員 野溝國務大臣の御努力は、何もしなしておられぬということでありませぬが、不肖私は財政委員会の意見が何も通らないで便々として席を汚しておるものではないと思ひます。微力ながらも財政委員会のうち、入場税の委譲であるとか、あるいは狩猟税の委譲であるとか、あるいはその他起債に對して責任をもつて政府が斡旋をするというふうな点については、一歩前進であると考へております。

○松野委員 野溝國務大臣の御努力は懇談会あるいはその他の一切の活動において十分私は承知しておりますが、しかし少くとも財政委員長にあなたがおられるときに、三人も委員が辞任したという大きなことは、財政委員長として相当強い責任と、強い反省を求むべき大きな資料であり、これ以上大きな事件はないと思ひます。もちろん國務大臣として総理大臣の御命によつて職を遂行されるにおいては敬意を表しますが、しかし財政委員会の五人のうち、三人の地方団体のすべての者が辞任するよう大きな理由があるものを、便々として、國務大臣の職にあるがためにこれに耳をおおつたという点においては、私は財政委員長としてはなほだ、もう一步の努力が足りないと思ひます。政府自身においても大いに反省を求むべきことだらうと、勢頭において私はこの説明とともに深く感じましたので、私の意見としてもう一度申

上げて、今後の財政委員会の運営には、民主的という言葉が多々あるにもかかわらず實際財政委員会の運営には民主的などころがない、この点を深く認識して地方財政今後の審議に私の意見を反映されたいと思ひます。

○松浦(榮)委員 たいまの國務大臣のお話によりますと、地方財政委員会はまだ全部補充してない、補充してないにもかかわらず、それをむりに押しつけてこの地方財政法案を出されたことは、きわめて重要問題を割合に簡単に扱つておられると思ひます。従つてただいま松野氏からお話のように、きわめて民主的でないところの法案であると言わなければならぬと思ひます。つきましてはこの法案をもう一度撤回して、地方財政委員会はつきりときめられて、そのきめられた地方財政委員のもとに審議を十分に遂げられて、納得のいつた法案を出しになる意思はないかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○野溝國務大臣 松浦委員にお答えいたします。財政委員会は現在辞任されておるから、それが新たに就任してかから本案を出すのがいいだらうということでありませぬが、政府と議院が法律案を提案する権限があるのであります。財政委員会はその資格はありませぬから、これは別個にお考え願ひたいと思ひます。

○中島(守)委員 地方財政委員会の政府に答申した案でなければならぬと思ひます。それがあつたら私どもに配付してもらいたいと思ひます。

○野溝國務大臣 ごもつとまでございまして、それと一緒に出すことになつておつたので、私、先ほどから事務当

局に警告を發しておつたのであります。すぐ出します。

○坂東委員 それでは市町村立学校職員給与負担法案につきまして質疑を続行いたします。

○野溝國務大臣 今委員長の御話では、今日は政府の説明だけでよろしいということでありませぬが、先ほど中島委員からお話がありましたが、書類がすぐまいらぬと思ひますから、後刻にらみ合わせて御検討願ひたいと思ひます。

○門司委員 今國務大臣の意見では、政府の説明だけというふうなお話でございませぬが、私どもは法案を審議するにあたりまして、政府の説明だけを聽いて、そのまま原案を審議するわけにはまいらぬのであります。その原案を審議するにあたりまして、政府の所信をなお質す必要があると思ひます。この際國務大臣の説明に対する質疑を許していただきたいと思ひます。

○坂東委員 それでは……

○門司委員 私は總括的にまだ法案を見ておりませぬので、案の内容については御質問を申し上げませんが、ただこの際當局にお伺ひしておきたいと思ひます。これは、地方財政委員会の成案と政府の今回提出された案との間には相当大きな開きがあると思ひます。さらにもう一つは地方財政委員会の案と、地方財政との間にも非常に大きな開きがあると思ひます。従つて結論といたしましては、地方財政を掌つております。

都道府縣並びに市町村の財政を確立いたしますと、政府案との間には非常に大きな開きがあることを私どもは見ないわけにはまいらぬのであります。

○野溝國務大臣 今委員長の御話では、今日は政府の説明だけでよろしいということでありませぬが、先ほど中島委員からお話がありましたが、書類がすぐまいらぬと思ひますから、後刻にらみ合わせて御検討願ひたいと思ひます。

○門司委員 今國務大臣の意見では、政府の説明だけというふうなお話でございませぬが、私どもは法案を審議するにあたりまして、政府の説明だけを聽いて、そのまま原案を審議するわけにはまいらぬのであります。その原案を審議するにあたりまして、政府の所信をなお質す必要があると思ひます。この際國務大臣の説明に対する質疑を許していただきたいと思ひます。

○坂東委員 それでは……

す。單なる一例でありませぬが、横浜市の關係を見ましても、政府原案によりまする場合にどれくらい不足を生ずるかという点、大体分與税を倍と見まして四億七千八百万円の差額を生ずる。それが地方財政委員会の案をそのまま取入れてまいりましても、なお三億七千八百万円の差額を生ずるのであります。従つてこの大きな開きに對して所管大臣といたしましてどういふうにお考えになつておるか。私どもはこれを改正し、さらに私どもも氣持の通りにやろうと思ひます。ならば、國の財政に非常に大きな關係をもつてくる。従つて今國が地方に分與しないと言われたいと思ひます。たゞは酒、タバコの消費税のごときにつきましても、財政委員会としては、一應地方にある部分を委譲するように私ども聞き及んでおりました。今回の予算面ではそういふものが出ていない。そうなつてまいりませぬと地方財政はますます苦しくなる一方になつてまいりませぬが、この國の予算に對して地方財政の面から考慮を求めて修正し得る余地があるかどうかということでありませぬ。これはこの法案を審議するにあたりまして、きわめて重要なこととあります。もし國の財政に對してこの修正ができれば、ということになつてまいりませぬならば、ここで法案の内容についていくら議論してまいりましても、それは單なる條文の整理くらいに止まつて、實質には何らの効果がないと思ひます。そのほか獨立税であるとか、あるいは多少のものを見つけて出して、それを法定税化するという面も多少あると思ひます。それらの面によつて一切が賄えるとは

第一類第三号 治安及び地方制度委員會議録 第四十一号 昭和二十三年六月二十二日

二五

二五

われ／＼考えない。従つてそういう点について、この際大臣のはつきりした御答弁を得ておきたいと思うのであります。それによつてわれ／＼は案の内容について審議を進めたいと思つてあります。

それから大臣の説明の中で非常に遺憾に考へておりますことは、地方の財政がどの程度に大きくなつておるかという点を、十分認識されておかないのではないかといふことである。この説明書の中に、往々にして出てまいります地方財源の最も大きな負担となつておりますのは、警察の移譲によることであるが、警察の移譲による経費のほかにも、各大都市におきましては消防の設備、施設といふものに対してきつめて大きな財源を要するのであります。この点がちつとも大臣の説明の中に考へられていない。ただ単に警察のみが考へられておる。市町村財政の今日の現状は、従来の警察制度でありますれば、消防は警察に含まれておつたから一應警察の中にそれが勘案されたのであります。現在これが独立しておる以上は、市町村において消防費を別途の項目として考へられておる。そういうものが忘れられていないかといふような考へをわれわれはもつてあります。もしさういふ点に、あなたの方の委員会から政府に上申されたこととの間において開きがあるといふことになつてまいりますと、これもなか／＼容易ならぬことでありまして、大体地方における警察費と消防費の割合は、警察費の五割ぐらゐは大体消防費に使われるのであります。これは消防施設を持つておりません大都市は別であります。消防施設をもつておる大都市におきましては、大体警察費の半額が消防費に使われる状態になつておるから、さういふ点が考へられておるかどうかという点、従つて要約して申し上げますと、第一点はこの法案を審議する上において、政府の予算案の中にこれを織り入れて、なお本予算の修正が得るかどうかといふ見通しであります。次は先ほど申し上げた消防その他の点において、地方の自治体の経費がほんとうにおわかりになつておるかどうか。これははなはだ侮蔑するような質問であります。念のため伺ひしておきまして、本案の審議に移りたいと思つておる。

○野澤國務大臣 答へいたします。

大体先ほど税法、財政法並びに配付税法の中で一貫した地方財政の事情を總括的に織込んで述べたと思ひますけれども、あらためてまた御意見を交へた御質問のようでありますから、一應申し上げておきます。大体地方の府縣予算といたしましては、二十二年度は九百七十億くらいでございました。本年は二千億を突破する予算を計上したのでございます。國の予算から見ると約一般予算の半分でありまして、かような増額にどうしてなつたかと言いますと、何と言いましても教育制度の改正と自治体警察、それに今門司委員が御指摘になりましたように消防等も含んでおります。それに災害復旧あるいは公共事業等々非常に地方の負担が多くなつたのでございます。かくて加えて二千九百円ベース、續いて三千七百円ベースといふのとらゐり合わせていかなければならぬ關係から、いきおい人件費の増高といふようなことから膨大な

予算になつたのでございます。そこで特に地方といたしましては、門司委員も御承知の通り財源補填の問題でございますが、これについては地方はまづたく弾力がなないのでありまして、従来から國に依存しておるような形をとつておつたのでございます。地方におきましては特に府縣といひ、市町村も同様でございますが、大体國からの分與あるいは補助と言ひますか、それを見越してみな予算を組んでおるような次第でございます。ところが一体國から援助を受けるの考へ方自身が私はよくないと思つておるのであります。一つの過渡期でありますからいたし方ないのでございますが、大体自治体を確立するといふことは、自主自存、いわゆるその自治体が自給自足ができるという経済体制を整へなければ、ほんとうの自治体の確立はできないのであります。この点ではわれ／＼はもちろんなさような精神に基いて、特に今回の予算を編成する場合におきましても、分與してもらつてという考へ方よりは、この彈力のない地方の財政を確保するには、地方民に直結せよとするの税源を委譲してもらつてという建前で、財政委員会におきましては、入場税と酒、タバコの消費税としての新税を創設するといふことで、この二つを二大税源眼目として要望してまいつたのでございます。入場税におきましては、七十億、酒、タバコの二割としまして大体二百四、五十億を予想して、三百有餘億の有力財源を地方に委譲することによつて、自主自存の経済体制を整へていきたい、かように念願を、かつ要望をしたのでございますが、遺憾ながら入場税だけ委譲されまして、酒、タバコの方は委譲をされなかつたのでございます。特に入場税におきましては七十億の委譲でございますが、國税であつた當時にこの入場税の一部は分與税として地方に配付されておつた關係から、今度委譲をされるということになりますと、従來の分與額も、今度の法案からみると、少くなるわけでございますので、ここでまた財源の番狂わせもできたといふ事情でございます。かような状態でございます。地方といたしましてはこの財源補填に、先ほど申した通り新たに税率を改正するとか、あるいは新独立税を設定するとか、あるいは従來の中央官廳の許可事項になつておる点を撤廃いたしまして、独立新税の自由課税を承認させることにしたといふようなことによつて、間に合はせると申しました。ところが、補足し、また一面におきましては起債に對するところの政府の責任轉換といふようなことで、どうかこうかそのパランスを合はせていくようにしたのであります。そこで特に門司委員におかれましては、横浜市を中心にしてこの分與税の矛盾と、財政上における消防費等の計上に対する疑義ないし論難の御意見がありました。横浜市に對する問題については、全國各市に對する調査資料を私まだ検討しております。事務当局には皆集つておりますので、詳しい点を聴きたいと思つております。御回答することにしたと思つておる。

消防の問題につきましては、これは当然警察の中にくるめて説明を申したのであります。財源対策概略案の中には四十億ばかりを区分して計上して

○門司委員 非常にくだい、ようです

あるのであります。決して軽く見たといふわけではないのであります。さういふ御了承を願つておきたいと思つておる。もう一点はつきりお聴きしていただきたいことは、この法案を審議するにあたりまして、今の委員長の説明では大体やむを得なかつたといふようなお話でありまして、われ／＼の立場から突込んだ話でありまして、独立税あるいは法定税として、今國でとつております税金の中から、この法案の方に完全に移すといふような修正をして、地方財政を完全に賄つていくことができるような方法を講ずることにはなければならぬと思ひますが、政府にそれだけの用意があるかないかを伺ひます。

○野澤國務大臣 地方財政を担当して

いる私としては非常に感謝をする次第でございます。これは私の方から公の席上で、國にこれだけ財源がある、この財源をもつてこいといふことは申されませんが、本委員会におきまして十分検討を願ひまして、特に地方財政の逼迫している事情を御了解を願つて、中央地方の財政調整に對する御意見の結論が得られるならば、こちらとしては仕合せと存するのでございませぬ。ただ一点この点だけは門司委員に御回答しておきたいと思つておる。まづたく地方におきまして財政の基礎となるべきものは営業税だけでございませぬ。営業税だけか何といつても基本課税であります。これが主軸でございます。その営業税だけではどうしていかせないので、いろ／＼独立新税がありますけれども、特に営業税をもこの範圍を拡張して事業税、この事

そうすると國が半分、地方が半分ずつというわけでありませう。かような國家事務は國で全額負担すべきが安当であると思ひますが、一應そういうことになつておりますので、その五割なら五割というものによつて地方はその計画実施にはいるわけですが、その五割という國庫からくる分與金なり、公共事業費なりが、決定したその翌日にでも來るならば、その当時に計画した工事實なり建築費なりがその通りでいいのでありますけれども、年度末に來れば結構でありますけれども、翌年度におつて來たり來なかつたり、崩れたりということになりませうので、實際地方では大きな迷惑を來しておるわけですか。かような点でもその点に非常な不安がある。であるからこの際地方團體としても、そういう場合に國からの資金の融通がつかぬという場合もあるから、一時融通のつく金融機關を設定しておくことがいいのではないかということをお考へたのでございませう。なお御承知のごとく、中央におきましては金がないという大藏証券を政府の証明において発行することもできます。臨時議會を開いて補正予算をすることもできます。しかし現下の自治体の予算といたしましては、府縣会にいたしましても市町村会にいたしましても、そういう余裕がないのでありますから、そういう点において運営上に支障を來してはいかぬという点から、かような機關を設けようというわけで財政委員會では要望をしたのでございませうが、その具体的な法案を出す前に一應財政委員會で出した予算案に対して検討を加えた結果、最後にその起債に對しましては前年度のような轍を繰返さないよ

うに、政府が責任をもつて斡旋をするという建前をとることに一應なつたので、ただいま御指摘になりました法案につきましては今日まで出しておりません。しかし財政委員會といたしましては、今後機会があつたならば、ただいま御指摘になりましたような法案を提出したい。かように考へております。

○坂東委員長 これでは休憩しまして、午後一時から開きます。なお理事諸君はお集まりくださいまして、この法律案の取扱いにつきまして御相談を願いたいと思ひます。

午後零時十一分休憩

(休憩後は開会に至らなかつた)